

< 論 説 >

深夜業撤廃と綿糸紡績会社の女学校について

—工場内学校を中心として—

谷 敷 正 光

目 次

1. はじめに
2. 綿糸紡績会社の慈恵的な補習教育施設から義務教育補完学校へ
3. 深夜業の撤廃と綿糸紡績会社の対応
4. 綿糸紡績業における女学校の成立
5. 鐘紡兵庫女学校について
6. 富士女学校について
7. 倉紡玉島女学校について
8. 恭敬女学校について
9. 東洋女学校について
10. 梅花実科女学校について
11. 福紡女学校について
12. むすび

1. はじめに

戦前の綿糸紡績会社では工場内学校で女学校教育が実施され、紡績業界に一定の教育を受けた有用な人材を長年にわたり輩出してきたが、女学校そのものの資料が全く残されておらず、女学校教育の実態は明らかにされていない。

そこで本稿は、改正工場法制定によって深夜業の完全撤廃と女子労働者の雇用が禁止された後、綿糸紡績会社において新たに工場内に設立された女学校教育について明らかにしたい。

大正12年3月29日「工場労働者最低年齢法」の制定によって工場法適用工場、非適用工場とを問わず尋常小学校を卒業しない学齢児童労働者の雇用はすべて禁止された⁽¹⁾。

また、大正12年6月5日「改正工場法」が制定（大正15年7月11日施行）され、国際労働会議で指摘された日本の深夜業は撤廃され

た。改正工場法第4条は「工場主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於イテ就業セシムルコトヲ得ス」と規定し、保護労働者の年齢を15歳未満から16歳未満に引き上げるとともに、深夜の範囲を翌朝4時を5時にまで広げ、16歳未満の者および女子労働者の午後10時から午前5時に至る深夜業を禁止した。綿糸紡績業には実施猶予期間を経た後、昭和4年7月1日から適用された⁽²⁾。

綿糸紡績業における年少労働者・女子労働者の長時間労働と深夜業は撤廃され、就学等を困難にしていた労働条件は緩和され、補習教育なども以前より参加しやすくなったのである。

他方、政府は、明治33年「市町村立小学校教育費国庫補助法」を制定し、義務教育費の無償と国庫補助を実施したため、貧窮農民の就学率は著しく向上した⁽³⁾。

第1表 学齢児童の就学率 (%)

年次	男	女	平均
明治 35	95.8	87.0	91.6
36	96.6	89.6	93.2
37	97.2	91.5	94.4
38	97.7	93.3	95.6
39	98.2	94.8	96.6
40	98.5	96.1	97.4
41	98.7	96.9	97.8
42	98.9	97.3	98.1
43	98.8	97.4	98.1
44	98.8	97.5	98.2
45	98.8	97.6	98.2
大正 2	98.7	97.5	98.2
3	98.8	97.7	98.3
4	98.9	98.0	98.5
5	99.0	98.2	98.6
6	99.1	98.4	98.7

(注) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、昭和47年、321頁。

明治政府は「国民皆学」を国是とし、教育関係法令を次々と制定して国民に教育を奨励してきたが、国庫補助制度の整備によって女子の就学率は男子の就学率に急速に近づき、明治35年には男子95.8%、女子87.0%、明治40年には男子98.5%、女子96.1%、明治45年には男子98.8%、女子97.6%と男女ほぼ同一水準に達するとともに国民の義務教育就学率はほぼ100%に達したのである(第1表)。

かくして、農商務省は「昭和3年学齢労働者調査」の結果、義務教育の就学率は100%に到達し「多年工場法上ノ懸案タリシ学齢児童ノ問題ハコニコ消滅」したと述べている。昭和4年の岡山県工業協会調査『工場被雇者福利施設概要』では、綿糸紡績業において例外を除き「義務教育施設ノ必要ヲ見タルモ現在ニ於テコノ如キ工場ハ無ク、補習施設ハ自然廃止トナル」と述べている。愛知県の調査では、女子労働者の内95.1%が小学校教育を修了し、小学校修了者の中の5%は高等小学校を修了したとしており、綿糸紡績業における学齢児童労働者の未修学問題はほぼ解決している⁽⁴⁾。

深夜業が撤廃された昭和4年以降、綿糸紡績会社は紡績工場で働く女子労働者を対象に新たに女学校を開校している。

工場内学校として尋常小学校に代わり新たに設立された女学校については、これまで全く明らかにされていない。

そこで、本稿は、綿糸紡績業が新たに設立した女学校の成立過程と女学校が成立した要因、女学校の教育目標、女学校に置かれた学科とその教育内容、女学校教育の成果と女学校卒業後の女子労働者の待遇などを中心に綿糸紡績会社が設立した女学校教育の実態を解明する。

2. 綿糸紡績会社の慈善的な補習教育施設から義務教育補完学校へ

まず、学齢児童労働者が就学した工場内の慈善的な補習教育施設から義務教育補完学校への移行について述べる。

綿糸紡績業の近代化は三始祖紡績所に始まり、二千錘紡績所時代を経て、明治16年大阪紡績会社の操業によって本格化する。大阪紡績会社の成功により、明治20年代は各地に民間資本による一万錘規模の機械制紡績業会社が設立され、日本の綿糸紡績業は著しく発展した。綿糸紡績会社は明治20年21社、明治25年には39社、明治30年には65社が設立され、錘数も明治20年7万6千錘、明治25年には38万5千錘、明治30年には97万錘に拡大し、紡績労働者数も明治20年2330人(内、女子労働者1400人)、明治25年には2万5千人(内、女子労働者1万8千人)、明治30年には4万4千人(内、女子労働者3万5千人)に達した⁽⁵⁾。

綿糸紡績会社が雇用する労働者は、明治10年代までは士族授産としての雇用、綿糸紡績会社の家族や親族あるいは会社周辺の通勤者であった⁽⁶⁾。しかし、国内綿糸の生産量が輸入量を超えた明治25年頃には、紡績会社の増錘や大規模紡績会社の設立が盛んとなり労働力需要は増大した。新規労働者を育成するには時間を要するため、紡績各社は安易な方法として職工の引き抜き争奪を繰り返し、大日本綿糸紡績同業連合会は取締り規約⁽⁷⁾を作成したほどであった。しかし、紡績労働者の不足はより一層深刻化し、明治30年中央綿糸紡績同盟会と鐘淵紡績株式会社との職工争奪問題は大事件と

なり、事件はさらに中央綿糸紡績業同盟会と三井銀行の紛争にまで発展し、日銀総裁の仲裁によってようやく終息した⁽⁸⁾。

この職工争奪問題を契機に安易な引き抜きは治まり、紡績業界は自ら職工育成に乗り出し、新規労働者の供給は「女工ノ全部又ハ其大半ハ工場ノ近傍ニ住スルモノナリシモ、各地方ニ工場勃興スルニ至リ、其供給ヲ他地方ニ仰クノ度増シ」遠隔地の農村地帯へと拡散し、雇用は近郊農村の婦女子から遠隔地の未成年女子による出稼ぎ労働へと転換した。そして、これ以降、綿糸紡績業の基幹労働力は大正期まで一貫して女子労働者（女工）で、その占める割合は7～8割にも達しその多くは未婚の若年女子労働者であった⁽⁹⁾。

出稼ぎ女子労働者の雇用は、各地の職業紹介人や会社募集人を経て募集を行った。たとえば、大阪紡績会社は募集の際には保護者に「大阪紡績会社応募女子心得」（明治30年）を配布し、宣伝を行った。同社の「応募女子心得」には「工女は年齢十二歳から三十五歳までで身体の壮健なる者にかぎる。年季は三年とし、入社するとき契約書を入れて年期中はつとめねばならぬが、^{よんどころないわけ} 不止得事情あるものは五週間まで休暇をもらうことができる。三年勤めて満期の上は、尚引続き何年でも勤むることができる。仕事は糸紡^{いとつむぎ}で、これは大きな器械を使ふ故あまり骨がおれず、毎日十二時間の仕事の中で一時間づつ休みがあり、一週間づつ交代^{かは}り、日曜祭日一月盂蘭盆会など休日は沢山ある。寄宿所には入浴室があつて、これも無料で朝夕勝手

^{はいろ}に入浴ことができる。寄宿所には毎月説教がある。また教場^{がっこう}があつて、毎日仕事の暇に読書・算盤・裁縫までも教へてもらふことができる。寄宿所には病室があつて、病気の者はいつでも診察してもらふことができ、薬代は会社から出す。子供は、見習中は賄料を取らぬ上に一ヵ月五拾四銭以上壹円以下の手当を与へ、追々仕事上達にしたがつて一日拾老銭以上参拾参銭^{まで}以下とれる。大人は仕事場により、最初より日給拾老銭か拾弍銭を与へ、受負仕事をすれば一ヵ月五、六円から拾円以上もとれる」と記載している⁽¹⁰⁾。

しかし、遠隔農村地帯では募集人は女工の賃銀を誇大に吹聴、父兄への饗応・金品の贈与、前貸金による誘惑など誇大な宣伝と甘言などで騙して募集する者も大勢いた。工場からの逃亡や移動を防止するため、雇用した女子労働者を寄宿舎に収容し、外部からの干渉を排した状態で、強制積立金・預金制度、拘置的寄宿舎制度によって逃亡や移動の防止を図った。紡績連合会では職工争奪に対して職工貸与、技術伝習斡旋、職工争奪私裁制度など組織的な防止策を講

第2表 学齡兒童の就学率（％）

年次	男	女	平均
明治 25	71.7	36.5	55.1
26	74.8	40.6	58.7
27	77.1	44.1	61.7
28	76.7	43.9	61.2
29	79	47.5	64.2
30	80.7	50.9	66.7

（注）文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、昭和47年、321頁。

第3表 明治30年紡績女子労働者の教育程度（大阪職工教育会調査報告）

	無教育			少しく教育有る			尋常小卒		総計(人)
	10歳未満	14歳未満	14歳以上	10歳未満	14歳未満	14歳以上	10歳未満	14歳以上	
朝日紡		34	23		475	168	12	194	906
摂津紡		471	595		210	286	92	275	1926
大阪紡		446	977		302	594	5	32	2356
野田紡	6	44	27	28	239	517	23	19	903
岸和田紡	3	85	596	10	50	275		5	1024
平野紡	16	34	56	2	401	585		11	1105
計	25	1114	2274	40	1677	2425	132	533	8220

（注）労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上巻』日本労務管理年誌刊行会、昭和37年、付表48頁。

じたが、実効はあがらなかった⁽¹¹⁾。

綿糸紡績業で働く女子労働者の多くは貧窮農民の出稼ぎで、「職工ノ不足ナルヨリ七歳八歳」の学齢女子労働者を雇用したため、無学または義務教育卒業未了のまま女工として連れてこられた者も数多く存在した。

義務教育の全国平均就学率は明治30年で66.7%（第2表）であるが、大阪府の場合、第3表の如く紡績業で働く女子労働者の尋常小学校卒業率はわずか8.1%にすぎず、90%以上は義務教育の未就学・卒業未了で占められていた⁽¹²⁾。

そこで、紡績会社は寄宿舎の片隅に補習教育の施設を設け、女子労働者の募集の際には貧窮農民に対し紡績工場で「働きながら普通の教育」を学び「金銭を儲けながら無料にて字を習い初等教育を修了する」ことができるとか、「結婚に備えた花嫁修業」ができるなどと宣伝し、補習教育の施設のあることを募集宣伝の活動手段として利用した。したがって、補習教育施設の中には「万端不揃」で「形式に止まり、実際規則正しく教授するの稀」で組織・設備・教則不十分な紡績会社の補習教育施設も存在した⁽¹³⁾。

明治44年3月28日、日本で最初の労働者保護法として「工場法」が第27帝国議会で成立した（法律第46号）。

しかし、明治44年工場法は施行の期日を規定しなかったため、実際に同法が施行されたのは、工場法施行令（勅令第193号、大正5年8月3日付）が公布された大正5年9月1日以降であった。

工場法第3条「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス」と規定し、第4条には「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於イテ就業セシムルコトヲ得ス」と規定し、15歳未満の年少者・女子を保護労働者と定め、12時間を限度とする就業時間の制限、午後10時から午前4時までの深夜業を禁止する労働者保護法を制定した⁽¹⁴⁾。

工場法施行令は、学齢労働者の就学について「第二十六條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル

學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ」と規定し、工場主に学齢労働者への就学措置を定めた。工場法施行令と同時に公布された「工場法施行規則」（農商務省令第19号）は第30条で「工場法施行ノ際十歳以上十二歳未満ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名男女別生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ルヘシ。前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其届出ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス」と規定し、工場主に対して10歳以上12歳未満の学齢労働者の雇用届出義務と虚偽記載の罰則を定めた⁽¹⁵⁾。工場法を順守しない工場もあったが、工場法制定の意義は大きく、大正5年以降、大手の紡績会社は学齢女子労働者に近所所在の小学校または工場内の補習教育施設に強制的あるいは義務的に就学させるようになった。第一次世界大戦の終結以降、国際労働会議における余暇利用問題の決議に促され、工場内補習教育施設の整備がより一層促進した⁽¹⁶⁾。

他方、文部省は明治33年「第三次小学校令」の公布によって工場で働く学齢労働者に対する就学措置と工場内に「簡易便宜ノ方法」による「代用私立小学校」の開設を規定した。さらに明治40年「第四次小学校令」を公布し、紡績会社の「代用私立小学校」を私立学校令に基づく私立尋常小学校と認めた。これら諸規程の制定により、紡績会社の補習教育施設は「監督官庁ノ認可」（私立学校令第1条～第2条）を受ける私立尋常小学校へ移行し⁽¹⁷⁾、補習教育施設はこれまでの紡績会社による工場労働者に対する単なる慈恵的な補習教育施設から、知事から正式に認可された文部省の義務教育を補完する初等教育機関（私立尋常小学校）へと移行したのである。

また、綿糸紡績会社の競争激化によって経営者は「従來の如き對職工方針の不可なる事、無知の職工を瞞し使ひに仕て居る事、事業を進める所以でない事を悟るとともに「教育ある職工は早く熟練する」との認識も深まり、職工の資質向上と職工教育の必要性を認識した。また、

工場周辺の街では女子労働者を「風紀の紊乱」「没義破倫の行為者」とみなしており、紡績経営者は女子労働者の品性の陶冶・徳性涵養・躾教育の必要性も痛感した⁽¹⁸⁾。

かくして、紡績経営者は明治44年工場法の施行を契機に「職工の教育の進展は、総ての点に於いて工場主・職工の双方の為に便利をもたらす基本的な善治」であり「工業の進歩発達上に大いに利益をもたらす」との認識を深め、職工の企業定着化と企業への忠誠心の養成を図るためには「尋常小学校卒業以上」の教育の必要性と尋常小学校の整備の急務性を感じたのである。「工女の墮落するもの多きは無教育のため彼等を救済するのは教育に若かず」「彼女らに普通教育を授けるのは企業家の道義上の義務である」との認識から義務教育卒業未了者に対する私立尋常小学校の充実と義務教育卒業生に対する高等小学校の開設が相次いでいる⁽¹⁹⁾。

工場内に初等教育を行う小学校を設置した紡績会社は、大阪紡績、攝津紡績、天満紡績、浪華紡績、平野紡績、金巾紡績、泉州紡績、朝日紡績、福島紡績、岸和田紡績、堺紡績、野田紡績、日本紡績、岡山紡績、玉島紡績、倉敷紡績、下村紡績、鐘紡、東京紡績、尾張紡績、名古屋紡績、津島紡績、一宮紡績、伊予紡績、三池紡績、広島紡績、三重紡績、伊勢紡績、和歌山紡績、宮城紡績、松山紡績、宇和紡績、尾崎紡績、久留米紡績、博多紡績、藤井紡績、郡山紡績、桑名紡績、甲府紡績、渡辺紡績、小豆島紡績、熊本紡績などである⁽²⁰⁾。

3. 深夜業の撤廃と紡績会社の対応

前述のごとく明治44年工場法、大正5年工場施行令の制定によって長年の懸案であった労働者保護法が実現した。しかし、工場法第6条規定によって紡績業は工場法施行後15年の間は第4条規定の適用を免れた。

その後、大正12年工場労働者最低年齢法制定による学齢児童労働者の雇用禁止、大正12年改正工場法制定によって年少労働者・女子労働者の長時間労働、深夜業は撤廃されることになった。しかし、紡績業は改正工場法附則第3

項により3年間の猶予期間により再度適用を免れ、さらに関東大震災により施行が延期となったが、昭和4年7月1日をもって改正工場法は全企業において完全に実施され、女子労働者及び16歳未満の年少労働者の深夜業はついに撤廃された。

工場監督年報によると昭和元年10月1日現在で紡績業に従事する女子労働者は14万5884人、15歳未満の年少労働者は568人、合計14万6452人であった⁽²¹⁾。

各紡績会社は改正工場法成立直後から深夜業廃止に向けて、労務管理上から食事時間、休息时间、就寝時間、疲労程度、作業能率、請負給など改善のための様々な実験を試みている。

深夜業の廃止に向けて東洋紡績は試験工場で「早出番午前五時から午後二時まで、遅出番午後二時から午後十一時までの各番就業九時間、休息各番三十分、実働八時間三十分の二交替制を試験的に実施することに踏み切った。これによって食事時間、休息时间、起床・就寝、睡眠時間、疲労等の心身に及ぼす影響の調査を行った。その結果、問題となったのは就業時間と食事休息の関係であった。工場法で許された十八時間全部を就業させようとする、早番勤務者の朝食は就業前の午前五時までに、また、後番勤務者の夕食は就業後の午後十一時以降となり、従業員の健康保持に有害なことは明白であった。結局、就業中に各番三十分の食事休息を設けることになった。すなわち、早番は始業二時間半後の午前七時三十分から八時までに朝食を、後番は午後七時三十分から八時の間に夕食をとることになった。この方法はやがて当社の全工場で採用され、他社もこれにならうようになった」と述べている。

また、紡績会社にとって深夜業廃止後の最大の問題は減産をいかにして補うかであった。その対策として紡績会社がとった方策は、過去の蓄積を可能なかぎり設備の増強・増鍾に振り向けることで克服した。東洋紡績の場合、生産設備は大正15年の紡機567万9800鍾から昭和6年には紡機753万5100鍾へと増加している。

深夜業廃止が経営に与える影響について、東

洋紡績は「当社のみならず各社において機械の改良、原動力の蒸気から電気への移行、工場内の温室度調節、照明設備の改善、労働能率の増進など各種の合理化が促進された。当初、わが国紡績業に重大な打撃を与えるものと予想したが、当社のみならず、同業各社においてもまさして大きなものではなかった。これは長期にわたる準備期間があったこと、たまたま実施した昭和四年が非常に不況下で、一時の生産減は大きな影響を与えなかった」と述べている⁽²²⁾。

深夜業の廃止勧告によって試験工場に指定された鐘淵紡績株式会社は、試験的に操業した結果、深夜業廃止は「致命的な一石」ではあったが、「生産工程・人件費・労働時間等の無駄を排除して能率の増進」に努めた結果、深夜業廃止前より「労働時間の短縮に依り手工一般の健康は良化し、出勤状態亦改善を見、勢い生産能率は向上した」⁽²³⁾と述べている。

かくして、深夜業の廃止によって、紡績女子労働者の労働条件は緩和され、自分のために自由に使える時間も以前より増加した。

そこで以下、深夜業廃止による女子労働者の自由時間の発生、就学意欲の向上と女学校教育の成立について考察する。

4. 綿糸紡績業における女学校の成立

深夜業撤廃後の16歳未満の労働者と女子労働者の労働時間は、22時間まで操業の場合は、前番は休憩時間30分を含め5時～13時30分まで、後番は休憩時間30分を含め13時30分～22時まで、23時まで操業の場合は、前番は休憩時間30分を含め5時から14時まで、後番は休憩時間30分を含め14時～23時までとなり、労働時間は9時間（正味8時間半）～9時間半（正味9時間）へと短縮された⁽²⁴⁾。深夜業の撤廃によって「前番は午後二時以降、後番は午前中始業開始迄、約7時間の餘暇」ができ、女子労働者にとって「そのうち約二時間餘を食事入浴等に費やすとしても、純餘暇は五時間」程度生じたのである。

ところで紡績経営者は、寄宿舎に若年で未婚の女子労働者を大勢収容しており、操業時間の

短縮にともなって生じた女子労働者の自由な時間、つまり「余暇時間を如何に過ごさせるか」という新たな問題が生じた。

そこで紡績会社は、余暇時間の対策として作業前または就業後の余暇時間帯を利用し、「知識をみがき、福利の増進を図り、多くの趣味を追及せしめ、作業に依って加えられた疲労を緩和」し、「女としての品性婦徳を高め、思想を善導して穏健な精神を持たしめる」⁽²⁵⁾ため、旧尋常小学校の補習教育施設を活用して新たな工場内学校として女学校教育の振興を図ったのである。

他方、女子労働者にとっても深夜業の撤廃・労働時間の短縮は、労働の軽減、健康増進をもたらすとともに自分のために自由に使える時間も増え、新たな学校の新設によって品性や知識の修養が可能となった。ここでいう修養とは「書物を読んでも一通り理解し得る力、手紙を自分で書いて用が足りるだけの力、日用の計算に差しつかえの無いだけの力、将来主婦となって一家を修めるに必用な裁縫・料理・洗濯・掃除・作法・看護・育児・衛生・記帳できるだけの修得」を意味する⁽²⁶⁾。

ところで、当時、紡績会社の女子労働者の採用条件は一般的には満14歳以上の者、尋常小学校卒業以上の学力を有する者、身長4尺3寸以上の者、身体強壯品行方正の者とされ、採用に当たっては作業検査を中心とした採用試験と身体検査を実施した⁽²⁷⁾。採用条件を尋常小学校卒業以上の学力を有する者としたが、この頃には国民の就学率は、男女ともほぼ100%に到達し、新規採用の女子労働者はすでに義務教育を修了していた。したがって、紡績会社に雇用された女子労働者の多くは、余暇時間を利用してもう一步進んだ段階の学校に進み、和歌や俳句などの文芸教育、国語・習字・音楽・体操などの普通教育、裁縫、料理、作法、育児などの主婦教育の修学を望んでいた。

かくして、工場内に女学校を開設することは紡績会社・女子労働者の双方にとって有益であり、大規模な紡績会社は工場内に「高等女学校令」に準じた女学校を開校し女子教育の振興に

努めたのである。

以下、綿糸紡績会社の義務教育を補完した尋常小学校の終焉から女学校の成立過程、開設した女学校の教育目標、設置した学科、女学校の教育内容、女学校の教育成果、卒業後の待遇などを考察する。

5. 鐘紡兵庫女学校について

鐘淵紡績株式会社は、東京綿商社（頭取三越得右衛門）が設立した紡績会社に始まる。明治20年東京綿商社は所在地を日本橋区本町におき綿花の販売を開始したが、明治21年東京綿商社を鐘淵紡績会社に改称し、業務を綿花売買から綿糸紡績に改め、同年東京府葛飾郡隅田村鐘ヶ淵に紡績工場を設立し操業を開始した。明治26年有限会社鐘淵紡績会社を鐘淵紡績株式会社へ改称している。

鐘淵紡績は精紡機2万8900錘、男子職工172名、女子労働者222名で操業を開始したが、約3万錘の工場設備に対して職工不足の上に職工の未熟練が重なり、開業当初は稼働率が低く巨額の赤字を計上した。三井家は鐘淵紡績の多額の負債を憂慮し、三井家理事中上川彦次郎、三井工業理事朝吹英二を同社に送り、経営陣を一新し社長三越得右衛門、副社長中上川彦次郎、取締役朝吹英二の新体制で操業した。新経営陣による経営の改善と新技師長吉田朋吉を欧米に派遣して技術革新を図った結果、工場の成績も漸次改善し、明治25年上期には5万8000円、下期には12万2000円の利益をあげ、年6分の配当を実施して好成績をあげ、明治26年には上海・香港への輸出を開始した⁽²⁸⁾。

鐘淵紡績株式会社は、深夜業の廃止を昭和4年3月1日より中島・住道の工場で試験的に開始し、4月30日より東京・三池・久留米・熊本・中津・博多など全工場に深夜業を廃止した。

改正工場法の施行によって16歳未満の者・女子労働者の深夜業が禁止されたため、義務教育補完のための尋常小学校の役割は終焉した。そこで鐘淵紡績は、東京本店、兵庫支店をはじめ各支店・各工場の尋常小学校の施設を活用し、工場内学校として「学科目も教育方針も全く普

通女学校と同一の基準」のもとに女学校を開校した⁽²⁹⁾。

日本の紡績会社の中で最初に組織的系統的な女学校を開設したのは、鐘淵紡績株式会社兵庫支店である。

以下、鐘淵紡績株式会社で最も早く開校し、各支店・各工場のモデルとなった鐘紡兵庫女学校について考察する。

(1) 鐘淵紡績株式会社兵庫支店の同声女学校と幼年工女学校

鐘淵紡績株式会社兵庫支店は、副社長中上川彦次郎の誘いで兵庫支店支配人に就いた武藤山治（三井銀行）の指揮により、明治29年9月兵庫工場の設計から完成に至るまで外国人技師に依存せず、すべて自前で工場用地3万8400坪、精紡機4万錘、大型蒸気機関1300馬力で操業を開始した。

新工場を兵庫県下摂津八部郡林田に設立した理由は、明治20年代は日本の工業製品の輸出がアメリカ、アジア地域、一部ヨーロッパに向けて拡大ははじめ、神戸港の役割が重要視されたためである⁽³⁰⁾。

兵庫支店は、職工待遇施設として明治29年義務教育を修了していない学齢女子労働者に必要な教育を施すために補習教育施設を寄宿舎に附設し、「学芸」の教授を始めた。明治31年度補習教育施設に在籍した生徒数は300人であるが、出席生徒数は1年生160人、2年生82人、3年生38人、4年生0人といった状況であった。出席する生徒数は学年が上がるごとに減少し、4年生では出席者が0になっているが、その理由について会社は「工女は概ね裁縫を喜び、読書、算術を嫌う」ためとしている。実際、深夜業や長時間労働をした後に教育を受ける学齢女子労働者の過酷さ、出席したくても肉体的に疲労困ぱいしており、その上に算術や読み書きの授業は学齢児童労働者にとってかなり過酷であったと思われる⁽³¹⁾。

明治37年から明治40年にかけて兵庫支店は補習教育施設を改修し、義務教育未了の学齢女子労働者が就学する尋常小学校と「学校ノ体ヲナ

セルモノ」として新しく義務教育卒業者が学ぶ「女学校」を開校した。

女学校の学科目は、当初は習字、作文、裁縫、唱歌の4科目であった。明治38年には「女学校」をさらに再編成して、尋常小学校卒業者を対象として裁縫・習字もしくは作文を教授する「正科」、作文、裁縫、唱歌を教授する「随意科」、一般女子労働者に裁縫を教授する「専科」（裁縫科）の3科とした。

明治39年には女学校を職工学校の校舎に移転し「同声女学校」と改称し、作文、習字、唱歌、裁縫・編物を教授した。さらに同声女学校に満14歳未満の幼年工女よみかきに読書、算術、習字、唱歌、遊戯を教授する義務教育補完の「幼年工女学校」を附設した⁽³²⁾。

採用した女子労働者には「寡婦ノ連子ニシテ入社希望スルモノアリ、或ハ家族移住ノ場合等止ムヲ得ザル情実ノ為、全然之ヲサクルコト能ハザリシ由リ、会社ニ於テ是等幼年者ニ対スル取扱方ニ関シ種々攻究シタル結果、満12歳未満以上14歳未満ノ工女」を教育するため「幼年工女学校」を設立し、「一般職工ノ労働時間十一時間ヲ半減シ、全然夜業ヲ廃シ、彼等ヲ甲乙兩組ニ區別シ、相当ノ日給ヲ与エヘ、午前又ハ午後共ニ六時間宛、工場ニ於テ業務ヲ見習ハセシメ、午前又ハ午後ニ於テ三時間ヲ割キ、境遇上彼等ガ受クルコト能ハザリシ普通教育」を幼年工に教授した⁽³³⁾。

明治40年3月21日、政府は「改正小学校令」（勅令第52号）を公布した。その第18条には「尋常小学校ノ修業年限ハ六ヵ年トス」と規定し、義務教育の修業年限を4年間から6年間に延長した。同法の「附則」において、私立小学校は「設立者ニ於イテ期間ヲ定メ府県知事ノ認可ヲ受ケ当分ノ内尋常小学校ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル」と規定し、工場内の私立小学校も文部省の認可が必要となったのである。

かくして、紡績会社設立の工場内小学校は、明治40年の改正小学校令により文部省公認の義務教育を補完する小学校になったのである。

(2) 鐘紡兵庫女学校

明治41年11月兵庫支店は同声女学校と幼年工女学校との合併を決定し、改正小学校令、私立学校令の規定にもとづき兵庫県知事に「私立鐘紡兵庫女学校学則」を提出、12月には公式に女学校の認可を受け、「私立鐘紡兵庫女学校」を開校した。同女学校の学則は、大正4年「時勢ノ進運ニ伴ヒ益々教育ノ効果ヲ拡大ニ且ツ堅実ナラシメン」として「学則ヲ更ニ改定」⁽³⁴⁾している。

鐘紡兵庫女学校の教育目標は「会社ニ勤務中ノ女職工ヲ收容シ、道德教育及ビ国民教育ノ基礎並ニ日常生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クル」こととし、3学科を設置した。

学則によると3学科は①「尋常小学校卒業以上ノ実力アルモノニ最モ必要ナル教育」を施す3年制の「本科」（女学校）、②一般女子労働者に「最モ適切ニ必要ナル和服裁縫教育」を施す3年制の「専科」（裁縫科）、③「義務教育未了ノ者」に入社と同時に「公立小学校ト同様ノ教育ヲ受ケ、国民教育ノ義務教育」を施す6年制の「幼年科」（尋常小学校）、から成り、本科は尋常小学校を卒業した者が就学し、幼年科は通常「予科」と称され、尋常小学校で学ぶ学齢児童労働者が就学し、専科は一般女子労働者が学ぶ3学科に組織化した⁽³⁵⁾。

幼年科は「既ニ兵庫県知事ノ認可を得」た義務教育を施す尋常小学校で、幼年科は文部省の義務教育を補完する公的な小学校であった。そして、この幼年科は大正10年文部省調査によると尋常科（尋常小学校）に改組している⁽³⁶⁾。

特徴的なのは、一般的には義務教育を補完する尋常小学校の役割を終えた時点でその校舎を活用して女学校への移行を図るのが一般的であるが、鐘淵紡績は会社に勤務する職工や社員の子弟が学ぶための尋常小学校を女学校に併設している。

次に、3学科で教授した学科目は次の通りである。

本科は修身、国語（読方、綴方、話方）、算術、体育、唱歌、裁方の6教科を教授したが、各学年の「学科課程」は第4表の如くである。また、

第4表 私立鐘紡兵庫女学校正科の学科課程

学年	修身	国語	算術	家事	唱歌	時間数
第1学年	道德ノ要旨	読方書方綴方話方	加減乗除・珠算	家事一般	単音唱歌	
	1	7	2	1	1	12
第2学年	道德ノ要旨	読方書方綴方話方	加減乗除・珠算	家事一般	単音唱歌	
	1	7	2	1	1	12
第3学年	道德ノ要旨	読方書方綴方話方	加減乗除・珠算	家事一般	単音唱歌	
	1	7	2	1	1	12

（注）文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情况』三秀社、大正8年、87～88頁。

専科は修身、裁縫、体育、唱歌の4教科が、幼年科は修身、国語（読方、綴方、書方、話方）、算術、唱歌、裁縫、地理、歴史、理科、図書の10教科であった。その後、大正8年文部省調査によると本科の学科目は修身、国語、算術、家事、唱歌の6教科、専科は修身、裁縫、唱歌の3教科、幼年科は修身、国語、算術、唱歌の4教科に地理、歴史、理科は国語の補足教科として教授できるように改定している。その後、本科の学科目にさらに「実科」を追加している⁽³⁷⁾。

幼年科（尋常小学校）で使用した教科書は「国定教科書」を用い、女学校の教科書は高等女学校の教科書を用いて授業を行っていた。

鐘紡兵庫女学校の学年は毎年4月1日に始まり翌年3月21日までとし、学期は前期4月1日～10月31日、後期11月1日～3月31日の2学期制をとっている。

休日は祝祭日、皇后陛下誕生日、兵庫支店休業日（月4回）、冬季休業日12月30日～1月3日であった。授業は本科・専科・幼年科とも第一部は午前7時～9時の2時間、第二部は午後7時～9時の2時間であった。

入学資格は、本科と専科（裁縫科）は「年齢満十四歳以上ノモノ若ハ義務教育ヲ了ヘシモノ」、幼年科は「満十四歳以下ノモノ」「年齢中ニ属スルモノ」で、入学退学は「学校長ニ申出、其ノ承認ヲ受クル」こと、学費は「鐘淵紡績株式会社兵庫支店ノ負担」で、入学料、授業料は「徴取セズ」無料で、教科書は本科と幼年科は貸与とし、幼年科の学用品はすべて支給した。学年の定員は特に定めず、1学級の定員は「一箇学級ヲ六十人以上」と定めている。

鐘紡兵庫女学校に在籍した生徒は、創立当初

は70余人程度であったが、明治44年度の在籍者は本科398人、専科223人、幼年工364人で3科を合計した出席率は1日平均645人であった⁽³⁸⁾。

以上のごとく、私立鐘紡兵庫女学校の学科編成は、本科・幼年科（後に尋常科）・専科の3科に組織され、尋常小学校を卒業した女子労働者には女学校の教育を、14歳以上の一般女子労働者には専科（裁縫科）の教育を、学齢女子労働者には幼年科（尋常小学校）の教育を施している。女学校のカリキュラムは幼年科（尋常小学校）と本科とで系統性を持たせて編成し、本科の授業で使用した教科書は高等女学校の教科書であり、工場内学校としては中等教育に近い比較的程度の高い教育を実施していたと思われる。

教育成果について、幼年工女学校（幼年科）は「入社当時假文字サエ解セザリシモノガ、時候ノ見舞状ヲ国許ニ送り得ルニ至リ、雑巾スラ刺ス能ハザリシモノガ^{あわせ}裕ノ一枚ヲ縫ヒ得ルニ至ルモノ少ナカラズ、寄宿舎ニ於テ休業中又ハ散歩ニ際シ俗歌ヲロニセシモノガ、高尚ナル唱歌ヲ歌フニ至リシガ如キ、品性ノ向上及ビ知識ノ習得ニ著シキ効果ヲ奏セリ」と述べ、「其効果ノ見ルベキモノアリ」と兵庫支店は評価している。

兵庫支店の「女工寄宿舎」には「文筆ナキ者」のために「てがみかくところ」と称する施設が設けられている。同施設は「工女ニ代リテ書信ヲ認メ、端書、切手其他用紙等悉ク会社ヨリ支弁シ、工女ト其郷里トノ音信ヲ頻繁ナラシメ」るための専門の代書人が常駐し、「毎月取扱ヘル代書ノ数ハ平均二千通」にも達していた。兵

庫支店は幼年工女学校(幼年科)での学習によって自分自身の手で「時候ノ見舞状ヲ国許ニ送」ることができるようになったと教育の成果を強調している⁽³⁹⁾。

女学校卒業後の待遇について、「優等」で卒業した者には待遇として「伍長の名義」を与え、他の女子労働者の模範とし優遇している。

鐘紡兵庫女学校は昭和12年に「鐘淵実科女学校」へ改称し、教育内容も変更している⁽⁴⁰⁾。

このように鐘紡兵庫女学校の入学資格や教育内容等をみると高等女学校令(文部省令第四号明治34年「高等女学校令施行規則」、勅令第百九十九号大正9年「高等女学校令中改正」)の規定に準じて実施していることが分かる。

女学校の教育目標には「技能」教育がかかげられているが、教育内容や学科目を見ると職業技術科目は教育しておらず、修身、国語、算数、社会、理科、英語などの普通科目と裁縫などの家政科目に主眼がおかれており、鐘紡兵庫女学校の教育は工場内学校ではあるが教育内容には技術科目はなく教養教育を中心とした一般の人材教育であった。

6. 富士女学校について

(1) 富士瓦斯紡績株式会社における尋常小学校教育の終焉と女学校の成立

富士紡績株式会社は、明治29年本社を東京(東京市京橋区銀座)に置き、工場を静岡県駿東郡小山町菅沼に建設した。これが後の富士瓦斯紡績株式会社小山工場である。

富士紡績株式会社は、精紡機3万錠、資本金150万円、取締役会長に元日銀総裁の富田鉄之助が就任し、職工養成を鐘紡や東京紡績に依頼して操業を開始した。富士紡績は操業当時から経営陣に専門家がなく「士族の商法」の上、職工の不慣れと設備の不備で製造した綿糸には不良品が続出した。しかし、明治34年鐘紡兵庫支店支配人の和田豊治が富士紡績の重役となって以降、経営も安定して大紡績会社にまで成長した。

明治39年富士紡績と東京瓦斯紡績は、瓦斯紡の合併談(鐘紡から東京瓦斯紡績への合併の

誘い)とそれに次ぐ鐘淵紡績のガス糸工場の建設計画を契機に富士紡績は東京瓦斯紡績を合併し、富士紡績株式会社を富士瓦斯紡績株式会社へと改称した。

その後、富士瓦斯紡績は明治末期から大正期には工場規模を拡張し、女子労働者9千人を雇用する大規模工場となった。小山工場周辺は富士山からの豊富な水源があり、動力は火力発電に頼らず須川発電所、漆田発電所などの水力発電を用いた。職工を優良待遇し、日本の企業で初めて新賞与法(利益分配法)を採用し、毎期ごとに純利益の1割を「賞与金」として職工に配分し勤労意欲を著しく向上させた⁽⁴¹⁾。

合併前の富士紡績株式会社、東京瓦斯紡績株式会社はともに職工待遇施設として義務教育卒業未了の学齢女子労働者に尋常小学校を設置して教育を行っていた。

富士紡績株式会社は、明治31年学齢女子労働者のために寄宿舎の設備の一部を教場にして、義務教育補完のための尋常小学校と高等小学校を開設している。小学校の年間授業日数は350日、授業時間は午前・午後とも8時~10時までとし、学科目は読書、算術、習字、裁縫で、在籍生徒は150人であった。

また、東京瓦斯紡績株式会社も、職工待遇施設として明治37年義務教育補完のための尋常小学校教育を開設した。校舎にはオルガンを備えており、学科目は読書、算術、習字、裁縫で、在籍生徒数600名であるが実際の出席者はその半分であった⁽⁴²⁾。

合併後の富士瓦斯紡績株式会社は、国民の就学率100%到達により初等教育を補完する尋常小学校の役割は終焉し、工場内教育は尋常小学校から女学校へ移行している。

その後、深夜業の廃止は小山工場と大分工場では昭和4年3月1日以降に、その他の工場は4月1日以降に実施した。女子労働者の勤務時間は、先番勤務は午前5時より午後2時までとし、朝食は午前7時半より8時まで、後番勤務は2時より午後11時までとなり、余暇時間を善用して女子労働者に品性の陶冶と知識の修養をなす人材教育機関として新たに女学校を開設して

第5表 富士女学校本科の学科課程

教科	修身	国語	算術	家事	裁縫	地理	理科	体操唱歌
第1学年	人倫道德の要旨	読方作文	筆算加減除乗 珠算加減除乗	衣食住一般	運針法衣服縫方繕い方			単音唱歌 体操唱歌
時間	1	4	3	1	2			1
第2学年	人倫道德の要旨	読方作文	乗除法 分数 筆算加減除乗 珠算加減除乗	衣食住一般	普通衣服仕立方	地理の 大要		単音唱歌 体操唱歌
時間	1	3	2	1	2	2		1
第3学年	人倫道德の要旨	読方作文	比例 利息 筆算加減除乗 珠算加減除乗		普通衣服仕立方		理化 大意	単音唱歌 体操唱歌
時間	1	3	2	1	2	2	2	1

(注)『労働者教育及修養施設調査』協調会、大正11年、65頁。

いる。

東京瓦斯紡績株式会社は全国各地の工場で女学校を設立しているが、次に富士瓦斯紡績押上工場の富士女学校を中心に考察する。

(2) 富士瓦斯紡績押上工場富士女学校

富士瓦斯紡績株式会社押上工場（東京市本所区向島押上町）は、改正小学校令に準じて義務教育補完のための尋常小学校教育を行っていたが、深夜業廃止とともに女子労働者に一段高い教育を行う人材教育機関として府知事の認可を得て「富士瓦斯紡績株式会社押上工場富士女学校」を開校した。

女学校の教育目標は「尋常小学校卒業以上の実力」のある女子労働者に「道徳教育及国民教育の基礎並に日常生活に必須なる普通の知識技能を授ける」ためとし、女学校には「本科」と「専修科」の2科を置いている。

入学資格は「義務教育を終えたもの若しくは年齢満14歳以上にして尋常小学校卒業以上の学力」のある女子労働者とし、修業年限は本科3年、専修科2年であった。

学年は4月1日に始まり翌年3月31日までとした。学期は3学期制をとり、1学期は4月1日～8月31日、2学期は9月1日～12月31日、3学期は1月1日～3月31日とした。

休日は祝祭日、地ちきゅうせつ久節、毎月4回（3日・11日・

19日・26日）、夏季休業日（8月1日～8月31日）・冬季休業日（12月25日～1月5日）であった。

本科の学科目は、当初は修身、国語、算術、地理、歴史、理科、家事、裁縫、唱歌、体操で、後には英語も教授した。各学年の学科課程は第5表の通りである。専修科の学科目は修身、家事、裁縫、作法であった。

授業は毎日、午前7時～9時、午後7時～9時の2時間行った。学費は入学科・授業料は徴収せず、生徒の日用品は自費とした。

在学中、成績善良者、学力優等者、精勤者は学年末に表彰している⁽⁴³⁾。

このように富士瓦斯紡績押上工場富士女学校の入学資格や修業年限、教育内容等はほぼ高等女学校令の規定に準じて実施しており、教育目標には「技能」教育がかかげられているが、教育内容や学科目を見ると職業技術の科目はなく、修身・国語・算数・社会・理科・英語などの一般教養科目と家事・裁縫などの家庭科目を中心とした人材養成教育であった。

7. 倉紡玉島女学校について

(1) 倉敷紡績株式会社における尋常小学校教育の終焉と女学校の成立

倉敷紡績株式会社は、明治19年倉敷紡績所の創立に始まる。倉敷紡績所は小松原慶太郎、木村利太郎などの青年が発起人で紡績所の経営

が不安視されたが、大原孝四郎を頭取に迎えて倉敷村字城ノ内旧倉敷陣屋跡に工場用地1町4段2畝1歩を購入手工場を建設した。明治21年中堅職工となる男女職工を技術伝習生として下村紡績に派遣し、明治22年資本金50万円、精紡機4400錘、男子職工120人、女子労働者230人で操業を開始した。明治23年商法（法律第32号）の公布により倉敷紡績株式会社へと改称した。

明治27年頃には通勤の女子労働者だけでは労働力が不足し、広島・四国の遠隔地へ募集を行い、遠方からの採用者は女子寄宿舎に收容した。当時、女子寄宿舎は長屋式のお粗末な建物が一般的であったが、倉敷紡績は寄宿舎を新築するため新たに用地7段4畝9歩を購入手して木造2階建寄宿舎を建設したが、「建物は当時としては形の整った良好なもの」であった。

倉敷紡績は、明治30年には生産設備2万2000錘となり、中堅紡績会社に成長し、明治39年には業界でも数少ない3万錘工場となり、飛躍的に発展した⁽⁴⁴⁾。

明治34年大原孝四郎の子、孫三郎は入社早々に紡績職工は世間から「紡績もの」と見下され、品位劣等な者の集団」とみなされ「礼儀廉恥の何たるかを解せず、言動は頗る卑猥乱暴を極めていた」職工の状態を改善すべく倉敷教育懇談会を組織している。

倉敷教育懇談会の幹事は倉敷高等学校校長、倉敷高等女学校校長、倉敷尋常小学校校長、孫三郎で組織し、倉敷町の教育の振興を図るため有識者を招いて日曜講演会や展覧会を開催するとともに工場内では「倉敷紡績株式会社職工教育部」を設置し、寄宿舎に尋常小学校を開設し、義務教育卒業未了の学齢女子労働者に初等教育を施した⁽⁴⁵⁾。

明治39年大原孫三郎が社長に就任して吉備紡績、讃岐紡績、松山紡績、早嶋紡績、三豊紡績を合併し、大正5年には資本金350万円、錘数57万錘の巨大紡績会社に発展した⁽⁴⁶⁾。

孫三郎は紡績職工の生活の改善にも積極的に取り組んでいる。「病人のいないようにしたい」と思って寄宿舎を建て替え、物品分配所を設け

て徒^{むだ}な金を遣はせないようにし、学校も立派なものを作って一人前の女として文字も読め、裁縫もできるようにと言う考えで寄宿舎を改善し、寄宿舎は「1つの部屋に多くの人を入れぬよう、なるべく自分の家と変わらぬように設備して少人数の者が居心地よく睦まじく家族的に寝起する事ができる」ように設計した。さらに寄宿舎には学齢女子労働者が学ぶ小学校や裁縫室、食堂を附設し、庭には四季の花を植えるための花壇を設けるなど様々な改善を行っている。

さらに、明治40年には新しい社宅と寄宿舎を建てるため用地3町1段8畝27歩（1万2480坪）を購入手、衛生面に配慮した社宅と「分散式家族主義的寄宿舎」を建築し、職工家族と女子労働者を移転させた。

大正2年倉敷工場と本店事務所とを分離するため、本店事務所は元町の旧高等小学校跡地を買収して移転し、倉敷工場は操業以来の旧式機械を一新し大改修工事を行った。昭和7年4月倉敷市の本店を商法上の本店とし、会社業務の実態は大阪事務所（大阪市東区北久太郎町）に再編している⁽⁴⁷⁾。

ところで、倉敷紡績株式会社は、前述の如く明治35年工場内に義務教育を補完する「倉敷尋常小学校」を開校し、義務教育未修了の学齢女子労働者に初等教育を実施した。

倉敷尋常小学校の学科課程は、小学校令に準じた学科目の修身、読書、作文、習字、算術、体操、唱歌、裁縫の他に情操教育と唱歌を教授した。

授業は毎日、午前午後とも7時～9時の2時間行った。情操のため校舎の大広間に岡山県内では2台しかなかったドイツ製のグランドピアノを購入手して唱歌や情操教育を行っている。

倉敷尋常小学校の教育効果は「誠に顕著で会社の重役にさえお辞儀ひとつすることを知らなかった者が丁寧に礼儀を守るようになり、卑猥な俗謡のみ口にしていたものが“君が代”の歌唱を歌うようになった」「教育の徹底によって醜悪な職工状態が年を逐うて改善された」とその効果を指摘している⁽⁴⁸⁾。

その後、国民の就学率が向上し、大正期には倉敷紡績の各工場は、尋常小学校に代わり人材教育施設として女学校を開設し、深夜業が廃止された昭和4年以降は女子労働者の余暇善用と「温良貞淑の美德の涵養」「女子に必須なる普通教育」のため女学校を開設している。

倉敷紡績株式会社は各地の工場で女学校を設立しているが、次に倉紡玉島女学校を中心に考察する。

(2) 倉紡玉島女学校

倉敷紡績株式会社玉島工場では、職工待遇施設として「倉紡玉島女学校」を開校している。

倉敷紡績株式会社玉島工場（岡山県浅口郡玉島町）は、明治13年創立した玉島紡績所に始まる。玉島紡績所は資本金24万5000円で政府から十基紡績の1基ミュール2000錘を2万2400円で払い下げを受け、玉島町乙島に工場を建設して操業を開始した。しかし、放漫経営のため経営に失敗し、明治32年に破綻した。同年破綻した玉島紡績所を阪本合資会社を買収し、資本金45万円で阪本合資会社吉備紡績所を設立した。しかし、阪本合資会社吉備紡績も経営不振で、明治41年倉敷紡績に買収され倉敷紡績玉島工場（第一工場1万2800錘、第二工場1万6500錘）となった。倉敷紡績は玉島工場と倉敷工場とを区別するため倉敷工場を倉敷紡績本社工場とした。

玉島工場は職工の社宅用地として工場の南側に敷地1町1段3畝18歩を購入して社宅を建設し、原則的には寄宿舎収容ではなく社宅通勤主義をとった。寄宿舎も建設したがそこには食堂・販売所・病院を附設した⁽⁴⁹⁾。

玉島工場は県知事の認可を得て倉紡玉島女学校を開校し、「本科」と「裁縫作法専修科」の2科を置いた。

女学校の教育目標は、義務教育を卒業した女子労働者に美德の涵養と女子に必須なる普通教育、技芸教育を施すため、修業年限は本科、裁縫作法専修科とも各4年制とした。

授業日は、火・水・木・金曜日の週4日間で、本科は毎日午前8時～9時、午後7時30分～

8時30分、裁縫・作法専修科は毎日午前7時30分～9時30分、午後7時30分～9時30分の2時間行った。

学科目は、本科は修身、国語、書方、作文、家事、裁縫、生け花、茶の湯を教授し、成績優良者は、学年末には表彰している。

学費は、入学金・授業料は徴収せず、生徒の学用品は給与または貸与とし、会社の1人

当たり負担額は1円であった。昭和4年女学校の在籍者は150人であった⁽⁵⁰⁾。

8. 恭敬女学校について

(1) 大日本紡績株式会社における尋常小学校教育の終焉と女学校の成立

大日本紡績株式会社は、尼崎紡績株式会社に始まるが、大正7年尼崎紡績は摂津紡績株式会社と合併して大日本紡績株式会社と改称し、本社を兵庫県尼崎市東本町に置いた。

尼崎紡績株式会社は、明治22年平野紡績技師菊池恭三を顧問に迎え、兵庫県尼崎町に工場を建設し、資本金50万円、錘数1万錘で操業を開始した。明治41年東洋紡績会社、大正3年東京紡績、大正5年日本紡績をそれぞれ合併して総資本1千250万円の会社に成長した。

摂津紡績株式会社は、明治22年西成郡難波村に工場を建設し、資本金120万円、錘数1万2千200錘で操業を開始した。明治35年大和紡績、平野紡績を合併し、明治40年郡山紡績を合併して総資本250万円の会社に発展した。

大正4年菊池恭三が摂津紡績の社長に就任し、尼崎紡績、摂津紡績の両社の社長が同じ社長となり、同じ時期に大阪紡績と三重紡績が合併して東洋紡績が発足（大正3年）したのでみて、大正7年尼崎紡績、摂津紡績の両社も対等合併し大日本紡績株式会社となった⁽⁵¹⁾。

ところで、合併前の尼崎紡績、摂津紡績、日本紡績、東京紡績の各社は、それぞれ尋常小学校卒業未了の学齢女子労働者のために尋常小学校を設立し補習教育を行っていた。

明治30年尼崎紡績の学齢女子労働者で文字を理解できる程度（識字率）は、文字が理解できる者921人、理解できない者1613人であつ

た⁽⁵²⁾。

そのため尼崎紡績尼崎工場は、明治34年開業10周年を記念し、義務教育卒業未了の女子労働者のために教育資金として有価証券3千円の収益をもって、兵庫県知事の認可を得て、小学校を建設し、二階建ての校舎1棟に運動場、各種実習室などを附設して尋常小学校を開設した。県に提出した小学校認可申請書によると尼崎工場の尋常小学校は「会社々宅居住者の子弟と寄宿舎工女を教導する小学校」と記されている。

また、尼崎紡績津守工場の尋常小学校は、学齢女子労働者100人を2組に分けて朝夕2時間小学校の課程を教授した。また小学校を卒業した一般女子労働者のために補習教育を実施したが、出席者は200人であった。寄宿舎工女には裁縫を教授したが、出席者は毎日540～550人であった。小学校の教員は3人、裁縫の教員は1人で毎日2時間教育を施した。尼崎紡績福島工場の尋常小学校は、就実小学校と称し、教師は嘱託1人、訓導2人で、学齢女子労働者100人を昼夜業のために2組に分け、朝夕の2回、各2時間、小学校令で定められた課程を教授した。尼崎紡績野田工場の尋常小学校は、工場内に1教室を設け、学齢女子労働者を2組に分け、朝夕2時間、教師1名で各教科を教授した。出席率は毎日約30人であった。寄宿舎工女には別に裁縫教室を設け、教師1人で朝夕1～2時間裁縫を教授したが、出席率は小学校と同様毎日約30人であった⁽⁵³⁾。

他方、摂津紡績の場合も女子労働者で文字を理解できる程度は、文字が理解できる者915人、理解できない者1615人という状況であった。そのため摂津紡績は、義務教育卒業未了の学齢女子労働者のために、経費1125円で工場用建物を小学校の専用校舎に改築し、尋常小学校を開校した。学齢女子労働者を昼夜業によって2組に分け、朝夕2時間小学校令に定められた学科課程を施した。さらに尋常小学校を卒業した一般女子労働者のために補習科を設けて補習教育を行った。教師は3名で小学生生徒120人、補習科生徒22人を教授した。その他女子

労働者に対しては裁縫教室を設けて裁縫を教授したが、毎日の出席者は約70人であった。学科目は小学校令に準じて修身、読書、作文、算術、習字、唱歌を教授し、授業時間は毎日、午前午後とも7時～9時まで2時間行った。年間経費は480円であった⁽⁵⁴⁾。

日本紡績の女子労働者の教育程度は、明治30年女子労働者1221人中、無学者840人、仮名が読める者112人、尋常小学校中退者257人、尋常小学校卒業生12人であった。日本紡績は、同年卒業未了の学齢女子労働者のために経費39万円で近隣の旧小学校校舎を購入して改修し、義務教育未了者が就学する尋常小学校と高等小学校を開校した。学科目は明治23年小学校令に準じて修身、読書、作文、算術、体操で、学年は4月1日に始まり翌年3月31日終了とし、授業時間は毎日午前7時～9時、午後7時～9時まで2時間行っている。年間経費は紡績社の補習教育費の中で最高額の1604円であった⁽⁵⁵⁾。

東京紡績は、日本最古の鹿島紡績所を継いだ紡績会社であるが、明治27年義務教育未了の学齢女子労働者のために経費387円で小学校校舎を新築し、尋常小学校と高等小学校を開校した。学科目は小学校令に準じて修身、読書、作文、算術、習字、唱歌で、授業時間数は一日2時間行っており、小学校の年間経費は604円であった⁽⁵⁶⁾。

義務教育の役割の終焉後には大日本紡績株式会社は各地の工場で女学校を設立しているが、次に大日本紡績の恭敬女学校を中心に考察する。

(2) 恭敬女学校

大日本紡績株式会社は新規採用の女子労働者はすでに尋常小学校を修了しており、昭和3年3月をもって「各工場附設小学校は廃校手続き」を行い、義務教育を補完した小学校をすべて廃止した。また、改正工場法の制定により昭和4年2月1日より各工場の深夜業を廃止し、昼夜業を交互の勤務とした。深夜業の撤廃による余暇時間の善用のため、廃校した小学校の施設を活用し、各工場に女学校を開校している⁽⁵⁷⁾。

たとえば、大日本紡績株式会社高田工場（奈良県高田町）は「恭敬女学校」を開校している。大日本紡績株式会社高田工場の始まりは、明治28年大和木綿の産地奈良県に資本金60万円で創立された大和紡績会社で、大和紡績は日清戦争後の不況で摂津紡績会社に吸収されて摂津紡績高田工場となり、合併後は大日本紡績高田工場となり大日本紡績の主力工場となった。

高田工場は、奈良県知事の認可を得て「私立恭敬女学校」（その後実科女学校へ改称）を設立した。

恭敬女学校の教育目標は、義務教育を卒業した「女子従業員ニ対シ婦徳ノ向上ヲ計リ主婦生活ニ必須ナル普通ノ知識技能」教授するためとし、「実科」と「本科」の2科を置き、さらに随意科として生花科、茶之湯科の2科を置いた。

修業年限は実科、本科とも各2年で、入学資格は、実科は義務教育を卒業した者、本科は高等小学校を卒業した者とした。

学年は4月1日に始まり翌年3月31日までとし、学期は3学期制で、1学期4月1日～8月31日、2学期9月1日～12月31日、3学期1月1日～3月31日とした。休日は祝祭日、地久節、地方祭、交代日、夏季休業日（7月21日～8月31日）・冬季休業日（12月20日～1月10日）・学年末休業（3月20日～3月31日）であった。

授業時数は各学年とも1年間の授業週数は35週で、1週間の授業時数は12時間であった。

学科目は、本科1年生は修身公民（「道德ノ要旨」「作法」「公民心得」）、国語（「普通文講読」「作文」「習字」）、数学（「算術」「珠算」）、音楽（「単音」「唱歌」）、裁縫（「裁方」「縫方」「繕方」）合計420時間。

本科2年生は宗教公民（「一般宗教」「公民心得」）、国語（「普通文講読」「作文」「習字」）、数学（「算術」「珠算」）、音楽（「単音」「唱歌」）、家事作業（「衣食住」「育児看護」「家事」「普通作法」）、裁縫（「裁方」「縫方」「繕方」）合計420時間。

実科1年生は裁縫（「基礎普通衣服」「縫方」「繕方」）、修身公民（「道德ノ要旨」「作法」「公

民心得」）、音楽（「単音」「唱歌」）、家事作法（「衣食住」「育児看護」「家事」「実習作法」）合計420時間。

実科2年生は裁縫（「普通衣服」「裁方」「縫方」「繕方」「手芸」）、宗教公民（「一般宗教」「公民心得」）、音楽（「単音」「唱歌」）、家事作法（「衣食住」「育児看護」「家計」「実習作法」）合計420時間であった。

授業料は徴収せず、経費は会社負担であった⁽⁵⁸⁾。

恭敬女学校の教育目標には「技能」教育がかかげられているが、教育内容や学科目を見ると職業技術の科目はなく、一般教養科目と家事・裁縫などの家庭科目を中心とした人材養成教育であった。

9. 東洋女学校について

(1) 東洋紡績株式会社における尋常小学校教育の終焉と女学校の成立

東洋紡績株式会社は、大正3年大阪紡績会社と三重紡績会社とが合併して誕生した会社である。さらに昭和6年には大阪合同紡績株式会社と合併し、資本金6497万円の日本最大の会社である⁽⁵⁹⁾。

大阪紡績会社（大阪市西区三軒屋上ノ町）は、明治15年第一銀行頭取渋沢栄一が蜂須賀・前田・毛利・徳川・伊達ら大名華族二十一家や柿沼・薩摩・藤田・住友・五代らの民間資本を結集して設立し、工務支配人山辺丈夫を迎え、資本金25万円、錘数1万500錘で明治16年に開業した。石油ランプの時代にエジソンが発明した電燈を日本で最初に使用し、昼夜二交代制で24時間フル操業を行った紡績会社で「最良の成績を挙げた最初の株式会社」である⁽⁶⁰⁾。

三重紡績株式会社（三重県四日市市浜町）は、十基紡時代に伊藤伝七が設立した三重紡績所に始まる。三重紡績所（三重郡川島村）は、明治15年工場用地一町一反九畝二十四歩、東京印刷局から25馬力の蒸気機関を購入し、女工100人で2千錘紡績所を開業した。伊藤伝七の経営は温情主義で女工は津藩の士族の娘で、工場では伝七夫婦も職工・女工と共に働き、構内

の社宅で共に生活していた。しかし、三重紡績所は資金難のため渋沢栄一に資金援助を求め、明治19年発起人が結集し新会社として三重紡績株式会社が成立した。三重紡績会社は明治21年四日市町大字浜町に工場を建設し、技師長に造幣局技師斎藤恒三を迎え、ミュール機1万400錘、リング機3千余錘で開業し、三重紡績所はその後三重紡績株式会社川島工場となった⁽⁶¹⁾。

大阪紡績（資本金500万円、精紡機15万錘）と三重紡績（資本金1025万円、精紡機27万錘）の両社は、日露戦争以後の紡績不況・操業短縮で窮状打開のため、大正3年に合併し、東洋紡績株式会社となった。両社の合併は、渋沢栄一が両社の相談役であったこと、両社とも紡績と織布を兼営し、類似点が多く似たような会社であったことから合併が進んだ。資本金1300万円、精紡機錘数44万1746錘、撚糸機錘数2万2184錘、織機台数1万134台を有する大紡績会社となった⁽⁶²⁾。

大阪紡績会社、三重紡績会社はともに卒業未了の学齢女子労働者のために義務教育を補完する尋常小学校を工場内に設立していた。

大阪紡績は、学齢女子労働者で「文字を解せざる者」は明治30年で40%といった状態で、一般的補習教育が不可欠と悟り、知事の認可を得て義務教育を施す小学校を設立した。四貫工場に「私立親愛小学校」、三軒家工場に「私立清修尋常小学校」、川之石工場に「有終尋常小学」を設立した⁽⁶³⁾。

たとえば、三軒家工場は、明治28年、経費300円で校舎を創立し、義務教育卒業未了の者に対して「尋常小学校ノ教科」を施す「私立清修尋常小学校」を、義務教育卒業生に対して技芸と補習教育を施す「清修洋裁学校」を開校した。

清修尋常小学校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日までとした。授業は毎日、午前7時～9時、午後4時～5時の朝夕2時間行った。学科目は、私立清修尋常小学校は小学校令に準じて修身、国語、算術を、清修洋裁学校は修身、算術、国語、洋裁、手芸を教授した。授業時間

数は、清修尋常小学校は一週24時間、清修洋裁学校の一週12時間教授した。在籍生徒数は、清修尋常小学校は230人、清修洋裁学校は116人であった。授業料は徴収せず無料であり、会社の年間経費は300円であった⁽⁶⁴⁾。

三重紡績会社は、明治31年義務教育卒業未了の学齢女子労働者のために、寄宿舎の設備に尋常小学校を開校した。小学校の学年は1月10日より12月25日まで、授業時間は毎日、前7時～9時、午後7時～9時の朝夕2時間行った。学科目は小学校令に準じて読書、算術、習字、裁縫を教授した。在籍生徒は118名で、会社の年間経費は273円であった。同年、三重紡績津工場でも尋常小学校を開校した。授業は毎日、午前7時～9時の2時間行った。学科目は小学校令に準じて修身、国語、習字、裁縫などを教授した⁽⁶⁵⁾。

義務教育の役割の終焉後には東洋紡績は全国各地の工場で女学校を設立しているが、次に東洋紡績姫路工場の東洋女学校を中心に考察する。

(2) 東洋紡績姫路工場東洋女学校

東洋紡績株式会社は、深夜業廃止にともなう就業の研究をかなり早い時期から行っていた。改正工場法に対応するため大正14年8年以降、王子工場を「試験工場」として深夜業の廃止に向けて様々な就業形態を試行し、昭和4年2月1日以降、全工場で深夜業を撤廃した。勤務時間は先番午前5時より午後2時まで、後番は2時より午後11時までとし、昼業専務従業者は午前7時もしくは7時半より午後4時半までの各9時間とした。その内30分を食事休憩時間として正味就業時間は8時間半とし「なるべく女工の自由を尊重し、外出などにも厳しい制限を付さず、寄宿舎生活を愉快ならしむるよう」に配慮した⁽⁶⁶⁾。

その結果、深夜労働の廃止によって生じた「余暇時間を女子労働者のための成人教育」⁽⁶⁷⁾にあてるべく小学校の校舎を活用し、修業期間3年の女学校を開校した。各工場の女学校の学校名はそれぞれ工場の校名をつけ、「本科」と「技

芸専科」を置いた。各工場の女学校で使用した教科書は東洋紡績が編集した「女学校講義録」を使用した⁽⁶⁸⁾。

東洋紡績姫路工場東洋女学校は、東洋紡績株式会社姫路工場が設立した女学校である。

東洋紡績株式会社姫路工場（兵庫県飾磨郡飾磨町）は、大正8年飾磨町に建設した新工場であるが、同年県知事の認可を受けて女学校を開校し、「本科」「技芸専科」（その後「裁縫専科」へ改編）の2科を置いた。

女学校の入学資格は、本科・技芸専科とも義務教育卒業した者とし、修業年限は本科・技芸専修科とも各3年であった。

授業は、本科・技芸専修科とも毎日、昼夜2時間～4時間程行った。

学科目は、高等女学校令に準じて本科は修身、作文、国語、習字、算術、作法、家事、裁縫、英語（1年のみ）、地理（2～3年）、唱歌で、技芸専修科は洋裁ミシン、手芸を教授した。

在籍生徒数は、本科300名、技芸専修科は242名であった。

姫路工場東洋女学校は主婦教育に力を入れ、毎休日ごとに「作法」の教授を行い、希望者には生花、抹茶を教授した。受講した生徒は生花が30人、抹茶が87人であった（昭和3年調査）。また、美的情操の陶冶を目的に「声音」の教授を実施したが、受講した生徒123人であった。

また、女学校では主婦教育として会社の献立に従い生徒に割烹の練習をさせた。婚約した者および入社後年数を経た者には純家庭式建物で掃除、炊事、作法、洗濯、洗張、交際、家事、経済などの家政教育の実習を行っている⁽⁶⁹⁾。

その後、この女学校は「東洋実科女学校」へと改編している。

10. 梅花実科女学校について

日清紡績株式会社本社工場は、明治40年東京府下亀戸村に工場用地1万5600坪に工場を建設し、明治41年資本金1000万円、精紡機5万錘、男子職工296名、女工1855名を採用して操業を開始した。開業時は、紡績会社の淘汰と業界の再編成が進み、同年末には鐘紡、三

重、尼崎、富士瓦斯、摂津、大阪、大阪合同の7大紡績で払込資本の52%、錘数の60%、純利益の86%を占めるといった状況下での開業であった⁽⁷⁰⁾。

日清紡績は、明治40年の開業と同時に女子労働者のために義務教育を補完する「日清紡績補習学校」（尋常小学校）を開校し、「職工及其ノ子弟ノ中テ義務教育ヲ終エザル者ニ対シ同程度ノ教育」を行う尋常小学校と「中程度希望者ニ対シ希望ノ学科ヲ教授」する高等小学校（正科）を置いている。

小学校で教授した学科目は、小学校令に準じて国語、作法、裁縫、唱歌などの教授を行っていた⁽⁷¹⁾。

日清紡績株式会社は、深夜業廃止を昭和4年1月23日以降浜松・名古屋・高岡・岡崎の各工場で、1月26日以降残りの工場で早々に実施した。勤務時間は「甲乙2部交替及び昼業専門の3部に分け、先番勤務は午前5時より午後2時までで朝食は午前7時半より8時まで、後番勤務は2時より午後11時まで」とした⁽⁷²⁾。

そして、深夜業禁止後には女子労働者の余暇を活用して「情操の陶冶」と「工場の能率増進」めざし「高等学校と中学校の昼間程度の知識・能力」を有する女学校を開校した。

日清紡績株式会社は「経営は教育なり」との理念から「教育年齢にある女子に対して、勤労の傍ら教育を施し、後日立派な社会人として婦人として立たせる」ため、府知事の承認を得て各工場に本格的な女子教育を行うための女学校を開校した⁽⁷³⁾。

日清紡社長宮島清次郎は女学校開校の理由を女学校の開校式の祝辞で、次のように述べている。

「私はこの頃のモダンガールにしたいくないこと、ならびに立派な婦人として家へ帰りたい。そして日本を益々隆盛ならしめたいためにここに実科女学校を立てたのであります。これまで紡績に出た女が衣服も縫えない、ご飯も炊けないというのがまゝありました。それで以前から学校をつくり皆様に勉強をして貰いたいと思いましたが十時間勤務で出来なかった。此度率先

して深夜業を廃止し、早く学校を始めた次第であります。学問ををするとしても高等女学校へ行く金持ちのお嬢さんを羨む必要はありません。学問は自分を清らかにし人格の向上、品性の陶冶をなし、日本婦人として恥ずかしからぬものにするので横文字が読めることではありません。唯^{ただ}あやまらない判断をするため常識常識を養うことが必要となるのですが、まず品性を向上させることが第一であります。」と⁽⁷⁴⁾。

日清紡績株式会社本社工場（東京府南葛飾郡亀戸町亀戸）は、大正7年文部省の認可を得て、本社工場に「私立梅花実科女学校」を開校し、「本科」「予科」「裁縫専科」の3科を置いた。

修業年限は、本科は2年、予科は3年、裁縫専科は2年で、本科と予科は各3クラスとした。入学希望者は1300名あったが、実際の在籍生徒数は700名であった。

学期は3学期制で、授業日210日であった。学業成績は平均90点以上3名、88～89点20名ほどであった。

女学校の教員は正規の大学、専門学校を卒業した女教員を採用し、専任教員6名、兼任教員6名の12名で教育を行っていた⁽⁷⁵⁾。

梅花実科女学校の教育目標には「工場の能率増進」がかかげられているが、教育内容や学科科目を見ると技術技能系の科目はなく、一般教養科目と家事・裁縫などの家庭科目を中心とした人材養成教育であった。

11. 福紡女学校について

福島紡績株式会社は、八幡紡績会社に始まる。八幡紡績は明治23年京都府綴喜郡八幡町に資本金7万5000円で設立されたが、設立早々明治23年恐慌で経営不振となり、日本繰綿会社を買収され日本繰綿八幡工場となった。明治25年日本繰綿も業績不振により解散となり、日本繰綿の旧株主と債権者により新規に伝法紡績株式会社を設立し、八幡紡績の生産設備を引き継ぎ、大阪府西也郡伝法村に伝法紡績本社工場を、八幡町に八幡工場を置いた。

伝法紡績株式会社は資本金10万円、精紡機3300錘で操業を開始した。明治26年生産拡大

を目指して上福島村に新工場を建設し、福島紡績株式会社へと改称した⁽⁷⁶⁾。

福島紡績は、明治34年武藤山治の「紡績大合同論」をうけて明治36年福山紡績株式会社（明治25年広島県越智郡今治町に1万3800錘で創立）を買収して福島紡績株式会社福山支店、伊予紡績株式会社（明治25年愛媛県深安郡福山村に6000錘で創立）を買収して福島紡績株式会社今治工場とした。さらに明治40年大成紡績株式会社（兵庫県播磨郡播磨町）を買収して福島紡績株式会社播磨工場、明治42年笠岡紡績株式会社、明治45年播磨紡績株式会社を合併し、大正5年堺紡績株式会社を合併とした。大正7年本社を上福島村から大阪市北区玉江島（堂島）へ移転した。

大正14年山陰紡績株式会社（大正7年創立、本社大阪市東区淡路町、倉吉町に倉吉工場、1万1900錘で創立）が経営不振で解散し、福島紡績と山陰紡績の共同出資で新会社大正紡績株式会社を設立したが、昭和2年恐慌で経営不振となり、昭和3年には買収して福島紡績株式会社倉吉工場とした。

昭和19年福島紡績株式会社は敷島紡績株式会社へと改称した⁽⁷⁷⁾。

福島紡績は、義務教育卒業未了の者に対して「児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及ビ国民教育ノ基礎」を施す「私立福紡尋常小学校」を開校した。

福紡尋常小学校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日までとした。授業は毎日、午前7時～10時、午後7時～10時の朝夕3時間行った。学科目は、小学校令に準じて修身、国語、算術、図書、唱歌、体操、裁縫を、授業は月曜日から土曜日まで6日間行った。在籍生徒数は1年生49人、2年生43人、3年生59人、4年生51人、5年生61人、6年生74人であった。小学校の教員は2人で、授業料は徴収せず無料であり、会社の一人当たりの経費は24円21銭であった⁽⁷⁸⁾。

福島紡績は深夜業廃止の後、女子労働者のために小学校の施設を活用して女学校を開校している。

たとえば、福島紡績株式会社播磨工場は、小

学校の施設を活用し、県知事の承認を得て女子労働者のために「福紡女学校」を開校し、「本科」と「専修科」の2科を置いた。

授業年限は本科2年、専修科3年とした。教授した学科目は、本科は修身、算術、国語、地理、歴史、理科、書道、唱歌、体操を、専修科は修身、裁縫、手芸、作法を教授した。

授業は、月曜日から土曜日までの6日間とし、授業時間は毎日、午前7時～9時、午後午前7時～9時まで2時間行っている。

授業料は無料とし、書籍、筆紙、墨など一切の教材を貸与又は支給した。

成績優秀者と精勤者には賞状・賞品を授与した⁽⁷⁹⁾。

12. むすび

紡績会社が設立した女学校から一定の教育を受けた有用な人材が数多く排出され、紡績業の発展を支えたにもかかわらず、これまで工場内学校としての女学校教育の実態は全く解明されてこなかった。いまだ解明されていない理由は、女学校自体の資料が全く残されていないことにある。

本稿は、官公庁や紡績業界等の資料をもとに鐘紡、富士瓦斯紡績、倉敷紡績、大日本紡績、東洋紡績、日清紡績、福島紡績各社の代表的女学校を考察したが、その結果次の事柄が明らかとなった。

綿糸紡績会社が女学校を設立した直接の要因は、改正工場法の成立による女子労働者・16歳未満の年少労働者の深夜業撤廃とそれにとまなう余暇時間の対策にあった。この余暇時間の対策に苦慮した紡績経営者は、それを打開する最良の策として女学校を開校し、作業前または就業後の余暇時間帯を利用して女子労働者に普通教育の修得と品性の陶冶・思想の善導、家政教育を意図していたのである。

また、女学校設立の間接の要因は、女子労働者もこの余暇時間帯を利用してこれまでの義務教育よりも一段高い知的教養の向上に資する教育、将来の結婚準備に有用な家政教育を望んでいたことである。とりわけ女子労働者に修学

の希望が多かったのは和歌や俳句などの文芸教育、国語、習字、音楽、体操などの普通教育、裁縫、料理、作法、育児などの家政教育であった。

女学校の校舎はかつて補習教育施設として使用した旧尋常小学校の校舎を活用し「教師の招聘、授業の増加などにより積極的に改革を加え、新施設を行いたるものなど校舎の状態については相当の改修」を施して女学校の校舎としており、義務教育を補完した尋常小学校の校舎を再利用している⁽⁸⁰⁾。

各社がかかげた女学校の教育目標について、鐘紡は道德教育や国民教育の基礎と日常生活に必要な知識技能を授ける、富士瓦斯紡は道德教育や国民教育の基礎と日常生活に必須な普通の知識技能を授ける、倉敷紡は美徳の涵養と女子に必要な普通教育、技芸教育を授ける、大日本紡は婦徳の向上を図り主婦生活に必要な知識技能を授ける、東洋紡は女子労働者のための成人教育を授ける、日清紡は立派な社会人として婦人として立たせるための人格の向上、品性の陶冶の教育を授けるとしており、教育目標は普通教育、道德教育（婦徳の涵養・品性の陶冶）、家政教育等の修養に主眼がおかれていた。

女学校に設置した学科について、鐘紡は本科、専科、幼年科（予科）の3科、富士瓦斯紡は本科、専修科の2科、大日本紡は実科、本科、随意科（生花科、茶之湯科）の3科、東洋紡は本科と技芸専科（その後裁縫専科へ改編）の2科、日清紡は本科と予科、裁縫専科の3科、福島紡は本科、専修科の2科であり、女学校を本科とし、女学校に専修科（専科）を附設している。大日本紡績の実科は義務教育を卒業した者、本科は高等小学校を卒業した者が学ぶより一段高い学科で、随意科は専修科である。

女学校に附設された専修科は、尋常小学校を卒業した女子労働者が学ぶ学科で、将来家庭婦人として必要な家政教育や趣味や特技の向上のために設けられた学科である。

社会局労働部の「女工調査」によると、義務教育を終えた女子労働者に「産業人として工場生活を続けて」といて、「今後どのような人になりたいか」という問いに、その大部分は「良妻

賢母」「立派な婦人」「女らしい人」と答えており、深夜業廃止後の女子労働者の最大の関心事は家事や裁縫の修得にあった。特に女子労働者に歓迎された家政教育は主として裁縫、手芸、編物、看護、染色、絞り染、編物、刺繍、洗濯、生花、琴、茶の湯などであった⁽⁸¹⁾。女子労働者にとつて15、16歳から20歳までは「婦人の修養年齢であり、一家の主婦となり、人の子の母となるに必要な知徳を修める」大切な時期でもあり、専修科への希望者はかなりあった⁽⁸²⁾。

また、女学校には幼年科（予科）が附設されている。深夜業の廃止後の幼年科は小学校令にもとづき主として工場労働者の子弟に義務教育を施すために附設された尋常小学校である。綿糸紡績業は幼年科と称したが鉱山業では社立小学校と称して広く開校されている⁽⁸³⁾。

女学校で教授された学科目について、鐘紡の本科は修身、国語、算術、体育、唱歌、裁方、家事、実科、専科は修身、裁縫、体育、唱歌、富士瓦斯紡の本科は修身、国語、算術、地理、歴史、理科、家事、裁縫、唱歌、体操、英語、専修科は修身、家事、裁縫、作法、倉敷紡の本科は修身、国語、書方、作文、家事、裁縫、生け花、茶の湯、大日本紡の本科は修身公民、宗教公民、国語、数学、音楽、裁縫、家事作業、実科は修身公民、宗教公民、音楽、家事作法、裁縫、東洋紡の本科は修身、作文、国語、習字、算術、作法、家事、裁縫、英語、地理、唱歌、技芸専修科は洋裁ミシン、手芸、福島紡の本科は修身、算術、国語、地理、歴史、理科、書道、唱歌、体操、専修科は修身、裁縫、手芸、作法を教授している。

このように女学校の本科の学科目は主として修身、国語、算術、地理、歴史、公民、理科、作文、書道（習字）、体育（体操）、唱歌（音楽）、英語を教授し、その上に家事、裁縫（裁方）、作法、生花、茶の湯など家政関係の科目を教授している⁽⁸⁴⁾。

女学校の本科で教授していた学科目をみると、工場での業務能率の増進や作業技術の向上に関わる職業技術系科目の教授はしておらず、ほとんどが修身、国語、算数、社会、理科、英

語などの普通教育科目が中心で、加えて家事、裁縫、生花などの家政科目が教授され、工場内学校であるにもかかわらず教育内容は、技術技能教育ではなく教養教育を中心とした人材教育であることが分かる。

専修科（専科）で教授している学科目は、主として修身、裁縫、家事、作法、洋裁ミシン、手芸、体育、唱歌で、裁縫、手芸、編物などで、それらの教授法は毎時間「一つ一つ必要な手順を教えて行き、熟達するまで復習させ」修得させている。ミシン裁縫などは「時勢に適した理想的なわざで」あり、「将来の福利をもたらし、将来の実生活に応用」できるとともに「趣味」としても有益で「実行し易きもの」として専修科では重視している⁽⁸⁵⁾。

女学校の修業年限について、鐘紡は本科、専修科ともに3年制、富士瓦斯紡は本科3年制、専修科2年制、倉敷紡は本科、専修科ともに4年制、大日本紡は実科、本科ともに2年制、東洋紡は本科・技芸専修科ともに3年制、日清紡は本科2年制、予科は3年制、裁縫専科2年制、福島紡は本科2年制、専修科3年制をとっている。

本科の修学年限は、「女工の勤続年数は平均2ヵ年未満」にすぎず、「勤続年限を参酌し余りに懸隔のない年限、すなわち2年もしくは3年制」とし、専修科は「実用的な技能・知識を授け、短い年限で修了せしむる」ため1年制をとっていたが、その後生徒の希望により2～3年制へと修業期間を拡大している⁽⁸⁶⁾。

女学校の学期について、鐘紡は2学期制、富士瓦斯紡は3学期、大日本紡は3学期制、日清紡は3学期制で、女学校のほとんどは3学期制をとっている。

女学校の1日の授業時間数について、鐘紡2時間、富士瓦斯紡2時間、倉敷紡2時間、東洋紡2時間～4時間で、2時間制をとる女学校がほとんどであった。

2時間制を採用した理由は、後番の場合には「前夜の12時から朝の8時までグッスリと安眠して、起床してそれから2時までは自由の時間で、洗濯・掃除・食事・通信、それから工場へ

出勤するための時間を差し引くと2時間の修養時間」ができ、前番の場合には「朝4時半に起きて激しい労働に従事して、疲労しているであろうと思われる」が、深夜業廃止前のように午後5時、6時まで働くのではなく「午後2時までの労働なら充分の余裕が心身にあり、2時間位の修養時間」が最適と判断したためである⁽⁸⁷⁾。

女学校の授業料について、授業料はすべての会社で徴収しておらず、女学校に要する経費は全額会社の負担であった。紡績工場における教育施設費は年間約1401円、生徒一人当たりの会社負担は約1円57銭であった⁽⁸⁸⁾。

女学校本科の教師は、県下の女学校の教員の招聘、近所の町村小学校の教員の招聘、工場の教職員と兼務職員などであった。また、専修科の教員も家政教育を指導する有資格の専門教師を招聘している。

女学校の教育程度について、鐘紡では「学科目も教育方針も全く普通女学校と同一の基準」のもとに女学校を開校しており、入学資格や教育内容等は高等女学校令（「高等女学校令施行規則」、「高等女学校令中改正」）の規定に準じて実施し、女学校の教科書は高等女学校の教科書を用いて授業を行っている。富士瓦斯紡の女学校もほぼ高等女学校令の規定に準じて実施している。日清紡は、開校の当初から女学校の教育程度を「高等学校と中学校の昼間程度の知識・能力」を有する学校と規定して教育内容を編成している。

女学校への就学の奨励について、ほとんどの女学校では就学を奨励する方法として在学中の学力優等者、精勤者には、学期末や学年末に賞状や賞品を授与して就学を奨励している⁽⁸⁹⁾。

女学校卒業後の待遇について、鐘紡などは女学校在学中、学業優等者には卒業後の待遇として「伍長の名義」を与え、他の女子労働者の模範とし優遇している。他の会社では「昇給・昇進の途を拓き、30円程度賞金を授与」している⁽⁹⁰⁾。

最後に、内務省社会局は、鐘紡、富士瓦斯紡績、倉敷紡績、大日本紡績、東洋紡績、日清紡績、福島紡績の女学校教育について「向学心のある

女子で進歩の見込みも充分ある人々を収容」しており「教育に関する興味を感じ注意力の集中、学業成績の向上に於いて著しい結果を示し」おり、女学校としての目的を充分「達せしめている」と評価している⁽⁹¹⁾。

注

本稿は類似の資料が多数あり、正確を期するため同上書、前掲書を用いずにすべて資料名を記述した。

- (1) 社会局労働部『改定工場法規解釈例規』昭和5年、243～247頁。
- (2) 宇野利右衛門編集『職工問題資料A568号 工場労働者最低年齢法及改正工場法の施行期日改正工場法施行令』工業教育会、大正15年、1～15頁。拙稿「工場法、改正工場法の制定と学齢児童労働者—綿糸紡績業を中心に—」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第35巻第3号、平成15年、20～24頁。
- (3) 拙稿「明治期綿糸紡績業における学齢児童労働者と初等教育法」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第37巻第1号、平成17年、35頁。
- (4) 岡山県工場協会『工場被雇者福利施設概要』昭和4年、1頁。愛知県社会課『工場福利施設ニ関スル調査』昭和2年、17頁。
農商務省は「昭和3年学齢労働者調査」の結果、義務教育の就学率がほぼ100%到達し「多年工場法上ノ懸念タリシ学齢児童ノ問題ハココニ消滅」したと述べている。しかし、愛知県の調査でも小学校を修了者は95.1%で、どの県にも義務教育卒業未了の学齢児童労働者は若干存在した。そこで各県工場課は義務教育卒業未了者がいる工場に「義務教育を修了していない女工は採用しないが、若し有る場合には工場特設の学校に入れ教育を受けるよう」に指導している。（内務省社会局財団法人産業福利協会「御大典記念事業として各工場の福利施設」内務省社会局編「産業福利第3巻第11号」昭和3年11月1日号9頁。）
- (5) 楫西光速編『現代日本産業発達史XI繊維上』現代日本産業発達史研究会、昭和39年、174頁。

- (6) 士族授産としての雇用、綿糸紡績会社の家族や親族あるいは会社周辺の通勤者を中心であった三始祖紡績所時代、二千錘紡績所時代の雇用は家族的、牧歌的雇用関係にあった。三始祖紡績所時代の女子労働者の雇用や労働条件、生活環境は穏やかであった。女工の募集は比較的容易で入社・退社も本人の自由意思でなされ、労働条件や生活環境も家族的であった。鹿兒島紡績所（島津藩）では、士族授産の目的もあり旧藩士の子弟・子女を縁故採用して職工とし、職工全員が通勤で、日曜日は休業、賃金は3週間に1度支給し、懲罰なども存在しなかった。鹿島紡績所（鹿島万平）の場合も、女工は「東京もの」で占められており、東京市内の女中奉公と同じ条件で採用した。社長は女工を家族同様に扱い、社長自ら女工とともに午前4時に起きて女工とともに働き、夜12時に女工とともに帰宅した。賃金は月50銭の他に小遣いを支給し、1カ月に1度の割で芝居見物に出かけ、人力車を連ねて墨田川の土手で遊び、当時一流と言われた料亭八百松でご馳走をした。3年間の勤続満了者には嫁入り仕度として筆筒・夜具・衣類を支給するなど「女工の取り扱は家族同様」であった。（網川太一『本邦綿糸紡績業史第1巻』日本綿業倶楽部、昭和12年、301～302、311頁。楫西光速編『現代日本産業発達史XI繊維上』現代日本産業発達史研究会、昭和39年、68頁）。また、二千錘紡績所時代においても、愛知紡績所は、賃金は1年間の勤務で昇給、日給は男7～30銭、女3銭5厘～20銭で、賞与は男50銭、女30銭で、祝祭日は休業とするなど悲惨な労働問題は存在しなかった（網川太一『本邦綿糸紡績業史第2巻』日本綿業倶楽部、昭和12年、118頁）。明治16年大阪紡績会社の開業以降、1万錘規模の近代的紡績会社が各地に急速に開業したが、紡績女工の雇用は明治23年頃までは、紡績会社周辺の街や近郊農村の婦女子を雇用了。
- (7) 網川太一『本邦綿糸紡績業史第5巻』日本綿業倶楽部、昭和12年、320～337頁。
- (8) 日本繊維産業史刊行委員会『日本繊維産業史総論篇』繊維年鑑刊行会、昭和33年、366頁。鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』、昭和63年、62～65頁。
- (9) 東洋紡績株式会社社史編集室『百年史東洋紡績上』昭和61年、137頁。
綿糸紡績業における女子労働者数と総数に対する女子の比率をみると、明治42年女子労働者数7万1926人、女子の比率80.1%、大正3年女子労働者数9万1130人、女子の比率80.7%、大正8年女子労働者数14万7310人、女子の比率78.57%、大正12年女子労働者数14万3777人、女子の比率78.9%、昭和元年女子労働者数18万7660人、女子の比率79.8%で女子労働者が80%を占めている。
また、昭和2年度の紡績女子労働者の年齢をみると14歳以下141人（0.6%）、13歳以下141人（0.6%）、14歳969人（4.4%）、15歳以下1876人（8.5%）、16歳2784人（12.7%）、17歳3357人（15.46%）、18歳2837人（13.0%）、19歳2442人（11.2%）、20歳1853人（8.5%）、21歳1408人（6.4%）、22歳951人（4.4%）、23歳681人（3.1%）、24歳397人（1.8%）、25歳327人（1.5%）、26歳以上1717人（7.9%）、不詳112人（0.5%）と20歳未満の若年労働者が75%も占めていた（中央職業紹介局『職業別労働事情5 紡績労働婦人調査』昭和4年、5、12頁）。
- (10) 東洋紡績株式会社社史編集室『百年史東洋紡績上』138頁。
- (11) 有沢博巳編集『現代日本産業講座VII繊維産業』岩波書店、昭和35年、34頁。『綿糸紡績職事情』岩波文庫、平成10年、104頁。
- (12) 労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』日本労務管理年誌刊行会、昭和39年、附表48頁。農商務省『職事情上』29頁。川嶋保良『婦人・家庭欄こと始め』青蛙房、平成8年、114頁。楫西光速編『現代日本産業発達史XI繊維上』253頁。横山源之助『日本の下層社会』岩波書店、平成10年、186頁。
商工局技術官が、工場巡視の際には紡績女工不足により7～8歳の子を使役していた

- とも証言している。
- (13) 横山源之助『日本の下層社会』222頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』612頁。
- (14) 「工場法」宇野利右衛門編集『職工問題資料A173号工場法の施行期と其準備』工業教育会、大正4年、9～15頁。拙稿「工場法、改正工場法の制定と学齡児童労働者—綿糸紡績業を中心に—」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第35巻第3号、平成15年、18頁。
- (15) 拙稿「工場法、改正工場法の制定と学齡児童労働者—綿糸紡績業を中心に—」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第38巻第3号、平成19年、29頁。協調会『労働事情調査報告 紡績業労働事情』大正11年、84頁。
- (16) 協調会『最近の社会運動』昭和4年、948頁。
- (17) 拙稿「明治綿糸紡績業における学齡児童労働者と初等教育法」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第37巻第1号、平成17年、36頁。
- (18) 紡績女工は近隣の住民から“紡績もの”と見下され、品位劣等者の集団「礼儀廉恥のなんたるを解せず」「言動は頗る卑猥乱暴」な人とみなされていた（労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』日本労務管理年誌刊行会、昭和39年、712頁）。宇野利右衛門『職工問題資料第一輯（2）』工業教育会、明治45年、998頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』202頁。農商務省『職工事情上』210頁。川嶋保良『婦人・家庭欄と始め』114頁。横山源之助『日本の下層社会』206～208頁。
- (19) 宇野利右衛門編集『職工問題資料A208号職工教育程度の上進に就て』工業教育会、大正5年、9～11頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』704頁。鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』234～235頁。
- (20) 拙稿「明治後期綿糸紡績業における企業内職工養成制度」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第33巻第3・4号合併号、平成14年、170～185頁。拙稿「明治綿糸紡績業における学齡児童労働者と初等教育法」駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』第37巻第1号、平成17年、25頁。
- (21) 大阪商科大学経済研究所『深夜業禁止問題』昭和4年、74頁。
- (22) 東洋紡績株式会社社史編纂室『百年史東洋紡績上』265～266、294頁。日本勸業銀行調査課『綿糸紡績業に関する調査』昭和3年、62～64頁。
- (23) 鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』234～235頁。倉敷紡績株式会社社史編纂室『倉敷紡績百年史』、昭和63年、164～165頁。
- (24) 大阪商科大学経済研究所『深夜業禁止問題』91～92頁。宇野利右衛門編集『職工問題資料A684号深夜業廃止に伴う余暇利用問題』工業教育会、昭和2年、2～3頁。日本勸業銀行調査課『綿糸紡績業に関する調査』61～62頁。
- (25) 内務省社会局労働部労働保護資料第37輯『深夜業禁止の影響調査』昭和6年、99頁。宇野利右衛門編集『職工問題資料665号深夜業廃止と女工の修養』工業教育会、昭和4年、5～8頁。社会局『労働者ノ余暇利用ニ関スル調査』大正13年、13～14頁。
- (26) 宇野利右衛門『職工問題資料A665深夜業廃止と女工の修養』工業教育会、昭和2年、8～9頁。内務省社会局労働部『昭和4年工場監督年報第14回』昭和6年、48頁。
- (27) 東洋紡績株式会社社史編纂室『百年史東洋紡績上』昭和61年、273～274頁。野中雅士『鐘紡の解剖』日本書院、昭和5年、139～140頁。
- (28) 鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』12～60頁。絹川太一『本邦綿糸紡績史第4巻』440～151頁。小汀利得監修『体系日本産業5日本の紡績鐘紡と系列』日本コンツェルン刊行会、昭和32年、66頁。鉄道大臣官房現業調査課『我国各種工場ニ於ケル被用者優遇施設一覽』大正11年、180～182頁。『全国工場鉱山名簿』協調会、大正13年、35～41頁。
- (29) 野中雅士『鐘紡の解剖』219頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、50頁。
- (30) 鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』

- 43～52頁。絹川太一『本邦綿糸紡績史第4巻』440～151頁。
- (31) 労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』512頁。鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』12～52頁。小汀利得監修『体系日本産業5日本の紡績 鐘紡と系列』48～49頁。田邊雅勇『鐘淵紡績創業60余年と鐘淵化学設立』小芝印刷株式会社、昭和60年、14～18頁。
- (32) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』明治44年、18～20頁。文部省実業学務局『会社工場補習教育ノ實際』大日本工業学会、大正10年、54頁。鐘淵紡績株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』146頁。
- (33) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』明治44年、18～20頁。
- (34) 文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』三秀社、大正8年、84～85頁。
- (35) 文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』三秀社、大正8年、86～87頁。
- (36) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』明治44年、22頁。文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』85～86頁。文部省実業学務局『会社工場補習教育ノ實際』53～58頁。
明治40年「第4次小学校令」により尋常小学校の修業年限は4年制から6年制に改正されたが、「義務教育ハ四箇年制ナリシヲ以テ之レニ準拠シテ義務教育ヲ施スヲ主ナル目的トシ」尋常科を設置したが、「明治四十一年四月ヨリ我が国ノ義務教育六箇年制トナルヤ本校ノ学則モ亦之レニ準應シテ其ノ一部ヲ改メ」ている（文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』大正8年、84頁）。
- (37) 文部省実業学務局『会社工場補習教育ノ實際』53頁。文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』86頁。東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』22頁。協調会『本邦産業福利施設概要』大正13年、31頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和7年、5頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和10年、41～45頁。『鐘紡百年史』43～52、146、152頁。中川義次『産業衛生講座第6巻工場の福利増進施設』東京保険衛生協会、昭和10年、392～393頁。
- (38) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』明治44年、18～20頁。文部省実業学務局『会社工場補習教育ノ實際』57～8頁。文部省実業学務局『会社工場等ニ於ケル実業補習教育施設ノ情況』86頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和7年、5頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和10年、41～45頁。『鐘紡百年史』43～52、146、152頁。
- (39) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』明治44年、19～20、94頁。
- (40) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』19～20頁。鐘紡株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』60頁。井上信明編著『福利施設の現状』経済時論社、昭和12年、216頁。
- (41) 絹川太一『本邦綿糸紡績史第7巻』189～213頁。富士紡績株式会社社史編集委員会『富士紡績百年史』、平成9年、10～107頁。
- (42) 農商務省商工局『各工場ニ於ケル職工救済其他慈惠的施設ニ関スル調査概要』明治36年、8頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』800頁。
- (43) 協調会『労働者教育及修養施設調査』大正11年、59～65頁。東京府『職工ノ福利増進施設概要』大正13年、42～44頁。社会局労働部『工場鉦山の福利施設調査第1教育修養施設』昭和8年、9頁。富士紡績株式会社社史編集委員会『富士紡績百年史』70～71頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』800頁。
- (44) 絹川太一『本邦綿糸紡績史第5巻』21～47頁。倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』、昭和28年、12～48、53、60、75～96頁。

- (45) 倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』、昭和28年、97～99頁。
- (46) 倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』120～207頁。
- (47) 倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』109～119、155～157頁。倉敷紡績株式会社社史編纂室『倉敷紡績百年史』293頁。絹川太一『本邦綿糸紡績史第5巻』47～48頁。
- (48) 倉敷紡績株式会社社史編纂室『倉敷紡績百年史』70～72頁。倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』98～99頁、年譜26頁。絹川太一『本邦綿糸紡績業史第5巻』48～49頁。
- (49) 倉敷紡績株式会社社史編纂委員『倉敷紡績株式会社回顧六十五史』124～127、157～158頁。倉敷紡績株式会社社史編纂室『倉敷紡績百年史』104頁。
- (50) 協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和7年、10頁。岡山県工場協会『工場被雇者福利施設概要』昭和4年、10頁。倉敷紡績株式会社社史編纂室『倉敷紡績百年史』164～165頁。
- (51) 絹川太一『本邦綿糸紡績史第4巻』113～199、235～286頁。大日本紡績株式会社編『大日本紡績株式会社五十年紀要』昭和16年、10～33、34～42、62～76、77～90、126頁。
- (52) 大日本綿糸紡績同業連合会『紡績職事情調査概要報告書』明治31年、127頁。絹川太一『本邦綿糸紡績史第4巻』188頁。
- (53) ユニチカ社史編集委員会『ユニチカ百年史上』、平成3年、46頁。大日本紡績株式会社編『大日本紡績株式会社五十年紀要』67頁。
- (54) 農商務省商工局『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵の施設ニ関スル調査概要』明治36年、7頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』466頁。大日本紡績株式会社編『大日本紡績株式会社五十年紀要』77頁。
- (55) 農商務省商工局『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵の施設ニ関スル調査概要』7頁。労務管理史料編纂会『日本労務管理年誌第1編上』517～518頁。大日本紡績株式会社編『大日本紡績株式会社五十年紀要』72頁。
- (56) 農商務省商工局『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵の施設ニ関スル調査概要』7頁。大日本綿糸紡績同業連合会『紡績職事情調査概要報告書』明治31年、122頁。大日本紡績株式会社編『大日本紡績株式会社五十年紀要』67頁。
- (57) 関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、47頁。ユニチカ社史編集委員会編『ユニチカ百年史上』100頁。
- (58) 宇野利右衛門編集『職工問題資料G155号 大日本紡高田工場の恭敬女学校』工業教育会、昭和4年、2～13頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和10年、40～41頁。ユニチカ社史編集委員会編『ユニチカ百年史上』120～121頁。経済時論社編『官庁公衛銀行会社工場商店従業員待遇法』昭和10年、290～291頁。
- (59) 東洋紡績株式会社社史編集室『百年史東洋紡績上』昭和61年、200、283頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』昭和28年、271頁。
- (60) 絹川太一『本邦綿糸紡績史第2巻』369～407頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』14～44頁。東洋紡績株式会社編集委員会『創立二十年記念東洋紡績株式会社要覧』昭和9年、3～7頁。
- (61) 絹川太一『本邦綿糸紡績史第2巻』431～539頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』45～138頁。東洋紡績株式会社編集委員会『創立二十年記念東洋紡績株式会社要覧』8～9頁。三重県史編纂『三重県史資料編 近代3産業経済』昭和63年、266～280頁。
- (62) 東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』143～152頁。東洋紡績株式会社編集委員会『創立二十年記念東洋紡績株式会社要覧』10頁。三重県史編纂『三重県史資料編 近代3産業経済』777～778頁。
- (63) 東洋紡績株式会社社史編集室『百年史東洋紡

- 績上』271頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』241頁。
- (64) 東京高等商業学校調査部第1回報告『職工取扱ニ関スル調査』13～15頁。
- (65) 農商務省商工局『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵の施設ニ関スル調査概要』10頁。
- (66) 東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』214～215頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、48、50頁。
- (67) 東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』215、241頁。
- (68) 東洋紡績株式会社社史編纂室『百年史東洋紡績上』271頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、48頁。
- (69) 宇野利右衛門『汗愛の靈火に輝く模範工場東洋紡績株式会社姫路工場』工業教育会、明治45年、58～64、102頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和7年、6～8頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和10年、34～40頁。東洋紡績株式会社編集『創立二十年記念東洋紡績株式会社要覧』75頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』241頁。東洋紡績株式会社社史編纂室『百年史東洋紡績上』226、271頁。東洋紡績株式会社編集『創立二十年記念東洋紡績株式会社要覧』75頁。東洋紡績株式会社編集委員会『東洋紡績七十年史』241頁。
- (70) 日清紡株式会社社史編纂室『日清紡績六十年史』経済往来社、昭和44年、99～100頁。
- (71) 社会局労働部『工場鉦山の福利施設調査第1教育修養施設』昭和8年、9頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和7年、5頁。
- (72) 関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、48頁。日清紡株式会社社史編纂室『日清紡績六十年史』382頁。
- (73) 日清紡株式会社社史編纂室『日清紡績六十年史』384～385頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、50頁。
- (74) 日清紡株式会社社史編纂室『日清紡績六十年史』386～391頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、50頁。
- (75) 日清紡株式会社社史編纂室『日清紡績六十年史』390～392頁。関西労働事情研究所「最近我国一般工場労働事情1」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第6号』昭和7年6月1日号、50頁。
- (76) 敷島紡績株式会社社史編集委員会『敷島紡績七十五年史』昭和43年、5～9頁。
- (77) 敷島紡績株式会社社史編集委員会『敷島紡績七十五年史』10～24頁。
- (78) 岡山県工場協会『工場被用者福利施設概要』昭和43年、13頁。協調会『労働者教育施設資料輯録』大正11年、119頁。
- (79) 敷島紡績株式会社社史編集委員会『敷島紡績七十五年史』17頁。協調会『工場鉦山における教育施設要覧』昭和10年、63～64頁。協調会『労働者教育施設資料輯録』大正11年、118～121頁。
- (80) 内務省社会局「深夜業禁止の影響調査下」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第6巻第6号』昭和6年6月1日号、35頁。
- (81) 内務省社会局「深夜業禁止の影響調査下」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第6巻第6号』昭和6年6月1日号、34～36頁。基督教女子青年会日本同盟「女工に関する調査」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第7巻第12号』昭和7年12月1日号、16～17頁。社会局労働部『工場鉦山の福利施設調査第1教育修養施設』昭和8年、76～77頁。
- (82) 宇野利右衛門編集『職工問題資料 A682号 余暇善用問答』工業教育会、昭和2年、4頁。宇野利右衛門編集『職工問題資料ち 692号 余暇教育の根本方針上』工業教育会、昭和2年、

- 12～15頁。
- (83) 社会局労働部『工場鉦山の福利施設調査第1教育修養施設』昭和8年、58～59頁。
 - (84) 内務省社会局「深夜業禁止の影響調査下」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第6巻第6号』昭和6年6月1日号、34～35頁。
 - (85) 宇野利右衛門編集『職工問題資料A682号余暇善用問答』4～9頁。宇野利右衛門編集『職工問題資料ち692号余暇教育の根本方針上』12～15頁。
 - (86) 宇野利右衛門編集『職工問題資料ち692号余暇教育の根本方針上』14～15頁。
 - (87) 宇野利右衛門編集『職工問題資料A682号余暇善用問答』2～3頁。
 - (88) 社会局属谷野節子「工場鉦山の福利施設に関する事業主負担額の総括的調」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第10巻第3号』昭和10年3月1日号、70～71頁。
 - (89) 工場監督官補谷野節子「本邦工場鉦山における福利施設、教育修養施設の概要」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第8巻第10号』昭和8年10月1日号、48頁。
 - (90) 工場監督官補谷野節子「本邦工場鉦山における福利施設、教育修養施設の概要」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第8巻第10号』昭和8年10月1日号、48頁。
 - (91) 内務省社会局「深夜業禁止の影響調査下」内務省社会局財団法人産業福利協会編『産業福利第6巻第6号』昭和6年6月1日号、35頁。